地域文教委員会

令和4年10月14日

1	陳情	審査
---	----	----

(1) 新たに送付された陳情

送付4-23 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を 求める意見書の提出を求める陳情書

【資料】

2 報告事項

【子ども部】

(1)(仮称)千代田区教育と文化に関する大綱及び (仮称)千代田区子育て・教育ビジョンについて 【資料】

(2) 認証保育所等の単願申請制度について

【資料】

(3) 保育所の閉所について

【資料】

(4) 令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

【資料】

(5) 令和4年 特別区人事委員会勧告について

【資料】

【地域振興部】

(1) 指定管理者施設に関するモニタリングについて

【資料】

(2) 喫煙所設置対策について

【資料】

(3)「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の利用可能な区のサービス事業等について

【資料】

(4) 図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について

【資料】

- 3 その他
- 4 閉会中の特定事件継続調査事項について

地域文教委員会 送付4-23

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の 提出を求める陳情書

受付年月日 令和4年10月6日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長 桜井ただし様

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求め る陳情書

陳情者 住所 電話

日頃の貴区議会のご尽力に敬意を表します。

2022年7月、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」で、日本は146 カ国中の116 位、G7 参加国中最下位となりました。これは明らかに日本の男女平等への遅れを示すものです。

日本は 1986 年に女性差別撤廃条約を批准しましたが、選択議定書は批准しておりません。選択議定書は、条約の実効性を強化するために 1999 年に国連で採択され、現在、条約締約国 189 ヶ国中 115 カ国が批准しています。

条約を批准していながら選択議定書を批准しないのは、「法律はつくるけれど も、まもらない」ということを宣言していることと同じです。

女性差別撤廃条約選択議定書には、個人通報制度と調査制度があります。 個人通報制度は、女性差別撤廃条約に規定されている権利が侵害された時、国内 での救済措置を尽くしても権利が回復されない場合に、個人やグループが女性差 別撤廃委員会に通報して救済を求めることができる制度です。

日本では、裁判所に権利回復を訴えても、認められないケースが少なくありません。選択議定書を批准して、個人通報制度や調査制度が日本に適用されることになれば、日本の司法判断が国際基準に照らして評価されることになります。

日本の女性の権利を国際基準にするためのもっとも有効な方法は、選択議定書の批准です。国連女性差別撤廃委員会でも、日本はいつ批准するのかという事が必ず話題になり、なぜできないのか常に議論になり、政府から選出されている日本の委員も大変肩身が狭いとのことです。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める運動は、全国の地方自治体からも意見書の採択があがり、現在161自治体に広がっています。

(都内別紙参照)

貴区議会に対して同様の陳情を 2020 年に提出し、地域文教委員会で審査して頂きました。数回の審査を経て不採択となりましたが勉強会を行いながら、論議を深める提案も行われ、大いに期待をしておりました。

又、同年9月に開催された、区とちよだ女性団体等連絡会共催の学習会(女性 差別撤廃条約選択議定書の批准について 共に考えてみませんか)にも、同委員 会所属委員3名含め6人の議員にご参加頂き、率直な疑問、質問を出して頂きま した。

これらを鑑みましても、千代田区議会として政府に対して、意見書を提出して下さるよう改めて陳情いたします。

東京都内の採択自治体

<23区> 文京区・中野区・豊島区・目黒区

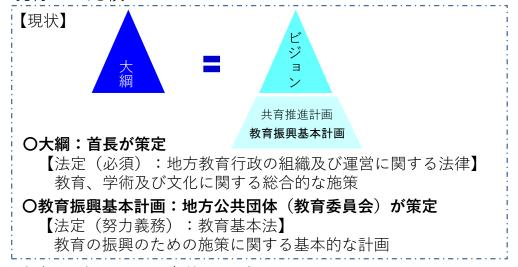
<都 下> 八王子・小金井・三鷹・東大和・清瀬・調布・府中・日野

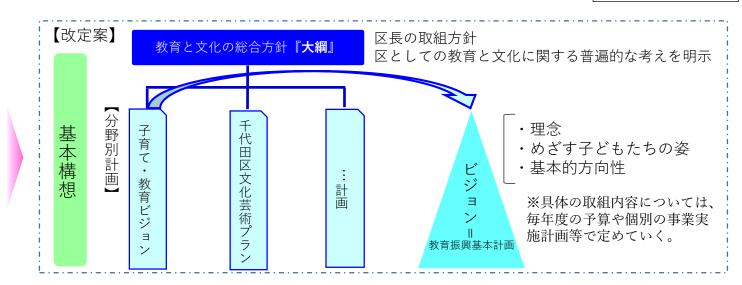
町田・狛江・多摩・東村山

(仮称)千代田区教育と文化に関する大綱及び(仮称)千代田区子育て・教育ビジョンについて

教育委員会資料1-1 令和 4 年10月14日

■現行との比較





■改定のポイント・今後の予定

- (1)「共育」について
 - 平成22年に策定した「共育マスタープラン」以降、「共育」の理念の下、施策を展開してきたことにより、「共育」の理念は浸透し、当たり前になってきた。 これを前提として、新大綱及びビジョンでは、教えを受けて、自分自身で心を育てる<u>「教育」という言葉に変更</u>するが、<u>「共に育て、共に育つ」という考え方は継承</u>
- (2)子どもの権利擁護について こども基本法の制定もあったことから、これまで以上に「子どもの権利擁護」に関する区の姿勢を強調
- (3) 文化について

区の発展、魅力あるまちづくりに向けた重要な要素である教育と文化に関する基本的な方針を明示 国際化の進展に伴い、より一層、多様性と包摂性が重視されることから、自己認識の起点となる文化に関する理解促進が必要

(4)子育て・教育ビジョンについて 現行の「千代田区共育ビジョン」及び「千代田区共育推進計画」について、計画の成果指標を用い成果検証を実施し、その結果と社会情勢等の変化を踏まえ見直し



(仮称) 千代田区教育と文化に関する大綱 (案)

近年私たちは、気候変動の影響による大規模な自然災害の発生や新型コロナウィルス感染症の世界的拡大など、未曽有の危機に直面しています。

一方、子どもたちを取り巻く環境は、情報化やグローバル化の進展、さらには、少子高齢・人口減少社会や核家族化の進行などにより、人々の価値観や生活様式の多様化、子育て家庭の孤立化など、大きく変化しています。

子どもたちは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、未来を担う地域・社会の宝です。このような予測困難で変化の激しい時代を生き抜く力をもつ自立した子どもたちを育んでいくためには、子どもたち自身が主体的に考え、行動し、多様な人々とお互いを認め合い、協働しながら、新たな価値を創造していく力を身に付けていくことが必要です。

加えて、これまで以上に家庭と学校・園、地域等が連携・協働して、地域・ 社会全体で子どもたちを育て、また、大人自らも育っていくことが求められ ます。

さらに、子どもたちは地域・社会の一員であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重し、その最善の利益を第一に考えていかなければならない存在です。そのため、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への夢と希望をもち、健やかに成長していくことを地域全体で後押ししていくことが重要です。

一方、私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を礎に、 特色ある文化が継承され、有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、 史跡が存在しています。

また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、独自の地域文化が形成されています。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている 千代田区は、先人が築いてきた伝統文化を大切にしながら、それぞれの時代 において、新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきました。

こうした千代田区が、そこに住み、学び、働き、集うすべての人々が輝き、 将来にわたって心豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しいまち であり続けることを願ってやみません。 そのためには、「教育と文化のまち千代田区宣言」にあるとおり、この魅力あるまちづくりのためのよりどころとして、わたしたちは「教育」と「文化」を考えていかなければなりません。なぜなら「教育」は、わたしたちが、そしてわたしたちの子どもたちが今を生き未来をより良く生きるための糧であり、「文化」はわたしたちがつくるまちそのものであり、生活そのものであると考えるからです。

こうした考えの下、区長と教育委員会は緊密に連携・協力して、「千代田 区教育と文化の大綱」に基づき施策等を立案し実施していくことで、「教育 と文化のまち千代田区」を実現していきます。

令和 年 月 日 千代田区長 樋口 高顕

基本的方針

1 子どもの健やかな育ちを地域全体で支えるまち

児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、千代田区の全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる権利を実現するため、家庭と学校・園、地域等が一体となって共に子どもたちを育むまちの実現を図ります。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から、学校教育期まで、0歳から 18歳までを見通した子育て支援、教育を継続していく中で、多様なニーズへの対応や子どもたちのこころのケアなど、子育てや学びのセーフティネットを充実させ、子育てしやすさ日本一のまちを築いていきます。

2 伝統文化を尊重し、文化の香り溢れる美しいまち

日本や千代田区の歴史、伝統文化を学び、理解を深めることで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもつとともに、あらゆる世代が文化の多様性を尊重し、様々な人々と共に生き、心豊かな日常生活を送ることができるまちを実現していきます。

千代田区に住み、働き、学び、集う全ての人々とともに、あらゆる機会と場を通じて、生涯にわたり学び、創造していくことで、個性豊かな文化の溢れる生活環境の実現を図ります。

また、人々とのふれあいの中で、いきいきとした地域生活をおくることができる文化の香り高いまちづくりを目指します。

(仮称)千代田区子育で・教育ビジョン(素案) 概要版

計画の位置づけ

この「千代田区子育て・教育ビジョン」は、概ね5年先を見据え、千代田区教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項)として策定するものです。

本ビジョンを基に、家庭と学校・園、地域等が相互に連携し、様々な取組を展開していく ことが、子どもの健全な育成に資するとともに、生涯にわたり学ぶ機会を提供することにつ ながります。

背景

「千代田区子育て・教育ビジョン」を策定するに当たり、以下のような多様な社会的背景 を踏まえました。

年少人口の増加への対応 超高齢社会の到来 ダイバーシティ&インクルージョン(D&I) 地球温暖化・気候変動 日本経済の状況

情報技術の急速な発展 グローバル化の進展 SDGs・ESD 就業・就労状況の変化

基本理念

子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす

めざす子どもの姿

- 1 主体的に判断する
- 2 多様な人々と共に生きる
- 3 自ら未来を切り拓く

基本的方向性

基本的方向性	施策展開の方向性
1 豊かな心を育 て、多様性を 認め合う人 を育む教育 の推進	 ◆人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす。 ◆生命を大切にする心や他人を思いやる心を育成する。 ◆いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。 ◆様々な困難・ストレスへの対処方法や SOS の出し方などを身に付ける。 ◆年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが互いの違いや個性を認め合う。
2 全ての子ども に確かな学 びを育む教 育の推進	 ◆確かな学力の定着・向上に向けた個別最適な学びと協働的な学びを実施する。 ◆主体的、対話的で深い学びの実現に向けて授業・保育改善を図る。 ◆全ての就学前施設において、生活や学びを育む教育・保育を実践する。 ◆生涯にわたって必要とされる生きる力を育成するため、0-18 歳までの子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、系統的な教育・保育を実践する。
3 健康で安全 に生活する 力を育む教 育の推進	◆生涯にわたって、自立してたくましく生きるために必要な体力を育む。 ◆心身ともに健康で、充実した生活を送るための力を育む。 ◆危険を予測し回避する力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育む。 ◆学校と地域等が連携し、継続的・安定的な運動機会の創出に向けた仕組みを構築していく。
4 予測困難な 未来を切り 拓くことので きる人材の 育成	 ◆自分の未来を切り拓き、社会的に自立できる力を育む。 ◆「ちよだスマートスクール」を推進し、高度に情報化した社会で活躍できる力を育む。 ◆持続可能な社会を築くため、社会の課題を自らの課題として捉え、解決しようとする力を育む。 ◆自己の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見や社会的な価値の創造に結び付ける力を育む。
5 グローバルに 活躍する人 材の育成	 ◆日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化への理解を深める。 ◆文化の多様性を尊重し、社会の発展に寄与する豊かな国際感覚を育成する。 ◆生きた英語を身に付け、様々な人々とコミュニケーションを図る能力を伸ばす。 ◆海外との様々な交流機会を設け、様々な国の文化に触れ、日本や自分たちが住む地域の文化を紹介できる体験活動等を展開する。
6 子どもの多 様なニーズに 応じた教育 環境・相談体 制の整備	 ◆家庭と学校・園、地域等が一体となり、子どもを見守り、育てる。 ◆障害の有無や国籍等に関わらず、全ての子どもの能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた教育・保育を実践する。 ◆様々な悩みを抱える子どもの相談窓口等を整備し、問題の深刻化を未然に防止する相談体制を実現する。 ◆子育て家庭の相談窓口や支援制度を充実させ、様々な相談への対応や子育で・教育支援を実施する。
7 質の高い子 育て・教育を 支える環境 の整備	 ◆質の高い教育・保育を支えるための環境を整備する。 ◆教育・保育に携わる者が、心身ともに充実して子どもと向き合う時間を創出し、より質の高い教育・保育を進めるための働き方改革を推進する。 ◆子どもに放課後の安全で安心な遊び場や居場所を提供する。 ◆家庭と学校・園、地域等が連携・協働する取組を実施する。 ◆預かり保育の拡充等、ライフスタイルに応じた更なる子育てサービスを提供する。 ◆施設での一時(いっとき)預かりや訪問型のサービス等、子育て家庭の多様なニーズやライフスタイルに対応したサービス等を提供する。 ◆軽井沢少年自然の家を子どもにとって有意義な施設となるよう整備する。

(仮称) 千代田区子育て・教育ビジョン (素案)

千代田区子育て・教育ビジョンの策定にあたって

近年、情報化やグローバル化の進展、少子高齢・人口減少社会や核家族 化の進行などにより、人々の価値観や生活様式の多様化、子育て家庭の孤 立化など、家庭や地域・社会の状況が大きく変化し、子どもを取り巻く環 境もめまぐるしく変わっています。

このような変化の激しい時代において子どもを育てるためには、教える者も、また教えられる者も共に成長していく必要があります。

また、どのような時代・状況においても、子どもの学びを止めることなく、未来への希望をつないでいかなければなりません。

そのため、誰一人取り残さず、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しし、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立って物事を考えていくことが重要です。そのためには、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもを中心に据えた施策の展開を図っていかなければなりません。

さらに、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、尊重し合う共生社会を実現してくため、家庭、学校・園、地域等が一体となって子どもを育て、また自らも育っていく必要があります。

子どもは次代を担う地域の宝です。全ての子どもが将来への夢と希望をもち、目を輝かせて成長していくことを願い、本子育て・教育ビジョンを策定するものです。

令和 年 月 千代田区教育委員会

目 次

第1	章	策定の背景	1
1	Γ	「千代田区子育て・教育ビジョン」とは	2
2	策	5定の社会的背景	5
第 2	章	基本理念	15
第3	章	めざす子どもの姿	17
1	主	E体的に判断する	18
2	多	3様な人々と共に生きる	19
3	自	ら未来を切り拓く	20
第4	章	基本的方向性	21
1	豊	かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進	22
2	全	さての子どもに確かな学びを育む教育の推進	24
3	健	建康で安全に生活する力を育む教育の推進	26
4	予	測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成	28
5	グ	「ローバルに活躍する人材の育成	29
6	子	・どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備	34
7	質	〔の高い子育て・教育を支える環境の整備	37

第1章 策定の背景

1 「千代田区子育て・教育ビジョン」とは

この「千代田区子育で・教育ビジョン」は、概ね5年先を見据え、千代田区教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項)として策定するものです。

本ビジョンを基に、家庭と学校・園、地域等が相互に連携し、様々な取組を展開していくことが、子どもの健全な育成に資するとともに、生涯にわたり学ぶ機会を提供することにつながります。

教育基本法

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体に おける教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければな らない。

(仮称) 千代田区第 4 次基本構想

(仮称) 千代田区教育と文化の大綱

(仮称) 千代田区子育て・教育ビジョン 教育振興基本計画

具体の取組内容については、毎年度の予算や個別の事業実施計画等で定めていく。

本区では、平成 19 年度(2007 年度)から子育て支援を担当する部門と教育を 担当する部門を統合し、0歳から 18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な 次世代育成支援及び教育施策を展開しています。

平成 22 年 (2010 年) に、千代田区教育委員会は「千代田区共育マスタープラン」を策定し、「共育」を次世代育成支援及び教育振興の基本理念としました。 「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含するものとして策定されました。

平成28年(2016年)4月に、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」の考え方を基本理念として今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0歳から18歳までを見通した次世代育成支援及び教育振興施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。また、教育委員会においても「千代田区共育マスタープラン」に代わり、本区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」に合わせ、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。

平成29年(2017年)4月に、千代田区教育委員会は、「千代田区共育大綱」と「千代田区共育ビジョン」で示した方針に基づき「千代田区共育推進計画」を策定し、「共育」の考え方のもと、子どもの健やかに育つ権利の実現を目指し、0歳から18歳までを見通した子育で・教育施策を計画的に推進していくために、5つの基本的方向性に基づく31の目標を設定しました。

※「共育」とは、「共生」の理念のもと、家庭、学校・園、地域等が共に一体となって 子どもを育て、また、自らも育っていくという考え方です。

<略年表>

~"一个人		
	千代田区	国
平成 18 年度		「教育基本法」改正
平成 20 年度		「教育振興基本計画」策定
平成 22 年度	「千代田区共育マスタープラン」策定	
亚世 04 左座		「子ども・子育て支援法」制定
平成 24 年度		「認定こども園法」一部改正
平成 25 年度		「第2期教育振興基本計画」策定
亚世 27 左座		「地方教育行政の組織及び運営に関す
平成 27 年度		る法律」一部改正
平成 28 年度	「千代田区共育大綱」「千代田区共育ビ	
平成 20 平及	ジョン」策定	
		「幼稚園教育要領」「小・中学校学習指
平成 29 年度	「千代田区共育推進計画」策定	導要領」「幼保連携型認定こども園教育・
		保育要領」「保育所保育指針」改訂
		「第3期教育振興基本計画」策定
平成 30 年度		「高等学校学習指導要領」改訂
平成 31 年度	「子ども版千代田区共育ビジョン」作成	
令和2年度		「GIGAスクール構想」公表
令和3年度		
令和4年度		「こども基本法」公布

2 策定の社会的背景

「千代田区子育で・教育ビジョン」を策定するに当たり、以下のような多様な 社会的背景を踏まえ、今後の子育で・教育に関わる取組を考えていく必要があり ます。

現在、我が国においては、少子化の急速な進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭、地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、一部の区市では、保育園や学童保育における待機児童の発生が大きな問題となっていました。しかしながら、近年、待機児童については、保育の受け皿拡大に加え、新型コロナウィルス感染症を背景とした利用控えなどにより、減少傾向にあります。

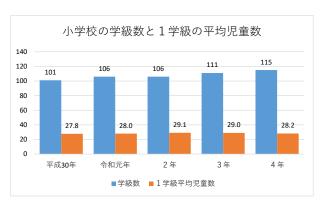
また、学校教育においても、少子化による教育環境の変化の他にも、グローバル化の進展やICTの発達により子どもを取り巻く環境は変わり続けており、こうした変化の激しい社会の中で生き抜く力を身に付けた子どもを育てていくこと

が求められています。

本区においては近年、子育て世帯が増加傾向にあり、乳幼児人口の増加による保育需要も増大していましたが、令和元年度以降、乳幼児人口は横ばいの状況が続いています。こうした子育て世帯の増加が学校施設をはじめとする教育環境における長期的な人口推計を踏まえ、目前の子どもの増加に計画的に対処してどもと子育てを巡る環境の変化に対応と子育てを巡る環境の変化に対応と子育てを巡る環境の変化に対応と子育でをした、地域の子ども・子育てをしたがの世代を担う子どもがくのを行い、次の世代を担う子どもが



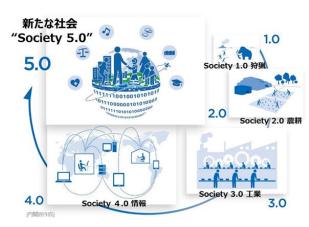
※令和2年国勢調査(10月1日時点速報値)における千代田区の日本人人口を基準にしたもの※当該推計は日本人のみ



健全に成長できる社会をめざしていく必要があります。

■情報技術の急速な発展・

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続き、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)等、先端技術が急速に社会生活に浸透しつつあり、仮想空間と現実世界が融合した新たな社会(Society 5.0)が到来しつつあります。

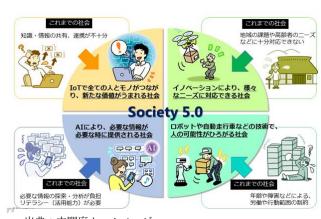


出典:内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

新しい Society5.0 社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるとともに、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革 (イ

ノベーション)を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重 し合あえる社会、一人一人が快適で 活躍できる社会を目指しています。

さらに、今までの情報社会では、 人間が情報を解析することで価値 が生まれてきました。Society 5.0 では、膨大なビッグデータを人間の 能力を超えた AI が解析し、その結



出典:内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることとなります。

加えて、Society 5.0 では、ビッグデータを踏まえた AI やロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになり、これは一人一人の人間が中心となる社会であって、決して AI やロボットに支配され、監視されるような未来ではありません。

また、固定ブロードバンドサービスのインターネットトラヒックは、新型コロナウィルス感染症拡大前は、年間2~4割程度のペースで増加していましたが、在宅時間増等により年間5割以上の増加がみられ、「新たな日常」の定着によりインターネット利用の拡大がうかがえます。

千代田区では、令和2年度(2020年度)から一人一台端末の環境整備や「千代田区では、令和2年度(2020年度)から一人一台端末の環境整備や「千代田区で接業指針」の策定など、「ちよだスマートスクール」を推進してきました。

今後は、先端技術や新たな知識・技能を習得して効果的に活用する人材や、様々な情報を取捨選択し、目的のために的確に役立てることができる能力が求められます。また、情報が持つ他者や社会への影響についてのモラルを育てることも重要になります。



※インターネットトラヒック:インターネット通信回線を通じて送受信される情報又はその情報量のこと

■超高齢社会の到来・

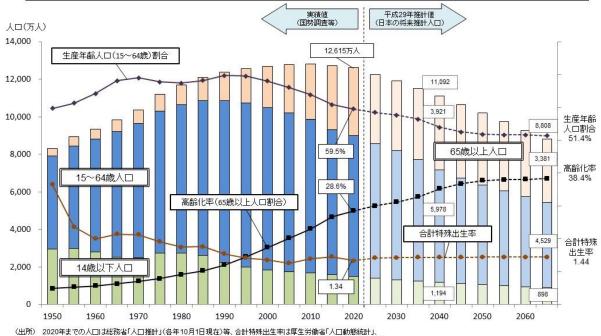
前述したように、千代田区の人口は当面増加を続ける予測となっていますが、 日本の人口は平成20年(2008年)をピークに減少局面に推移しています。東京 都の人口は、令和7年ごろをピークに減少傾向となることが予測されています。

人口減少に伴い、高齢化が加速し、高齢化率も令和2年(2020年)の28.6%か ら30%を超え、令和18年(2036年)には約3人に1人が高齢者となると予測さ れています。出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されていま す。

子どもが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不 足することが想像されます。全ての子どもが社会の形成者としての自覚を持ち、 自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した 人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要があります。

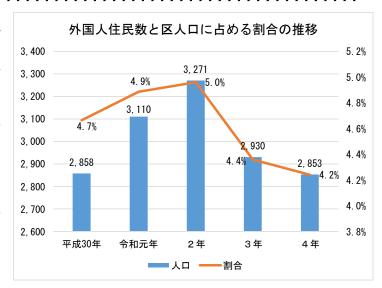
日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は 38%台の水準になると推計されている。



■グローバル化の進展・

千代田区には、3,000 人前後の外国人が住んでおり、区人口の4~5%を占めています。新型コロナウィルス感染症の影響などにより、令和2年度からは減少していますが、新型コロナウィルス感染症の発生前は増加してきていました。



日本や東京都を訪れる外国人旅行者数も、同様に増加傾向にありましたが、入 国制限などにより、令和2年度(2020年度)以降は急激に減少しましたが、東京 都には多くの外国人が居住し、観光にも訪れています。

このことは、子どもが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になっていることを示しています。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが予想されます。

子どもには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが必要です。

小学校では、令和2年度(2020年度)、中学校では、令和3年度(2021年度)から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、3・4年生に「外国語活動」、5・6年生では「外国語科」が導入されています。

■ダイバーシティ&インクルージョン(D&I) ・・・・・・・・・・・・・・・

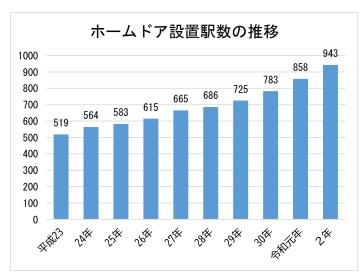
「ダイバーシティ(diversity)」とは、「多様性」を指す言葉で、様々な属性 (性別・年齢・国籍・人種・障害の有無・趣味嗜好など)や価値観など、個人や 集団の中に存在する様々な違いを意味します。

一方「インクルージョン(Inclusion)」は、「包摂」を意味する言葉で、多様な人々が互いの個性や価値観、考え方を認め合い、排除されることなく活かされている状態を表しています。

従来は、多様性を認め合うダイバーシティが重視されていましたが、近年では、 多様性を活かすことを含めて推し進めるために「ダイバーシティ&インクルージョン (D&I)」という表現が用いられるようになってきています。

また、世界初となる同一都市での2度目のパラリンピック競技大会開催となった東京2020大会により、ホームドアの設置など、インフラのバリアフリー化が進んでいます。

平成25年(2013年)には、 全ての国民が障害の有無に よって分け隔てられること なく、相互に人格と個性を尊



出典:国土交通省ホームページ「ホームドアの設置状況(令和3年3月末現在)」

重し合いながら共生する社会の実現を目的として、障害者差別解消法が制定されました。

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成 27 年 (2015 年) 9月に国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるため、2030 年 (令和 12 年) までに達成すべき 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けて全ての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めて全てのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

SDGs が掲げる目標4として「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられています。

また、SDGs が掲げる目標4のターゲット 4.7 に位置付けられている ESD(持続可能な開発のための教育) は、持続可能な社会の創り手を育成する教育ということであり、すなわち「地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育」ということです。これは、平成 29 (2017) 及び 30 (2018) 年度の学習指導要領等の改訂に当たって基盤となる理念とされています。

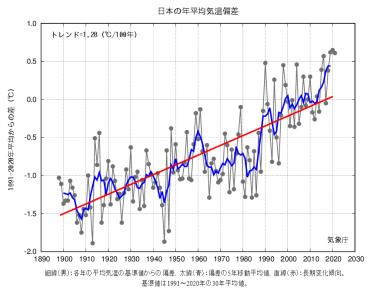
なお、ESD は SDGs の 17 全ての目標の実現にも寄与するものとされています。

SUSTAINABLE GALS



■地球温暖化·気候変動·

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.28℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。その影響で、1日の降水量が100mm以上となる大雨の日が増加傾向にあるほか、令和元年(2019年)に首都圏でも大きな被害を出した台でも大きな被害を出した



出典:気象庁ホームページ「日本の年平均気温」

風 15 号や 19 号などの風水害をはじめとして、人々の生命や財産が危険にさら されるようになってきています。

また、全国の真夏日(最高気温 30℃以上)の年間日数も増加しており、最近 30年間(1992~2021年)の平均年間日数(約 41 日)は、統計期間の最初の 30年間(1910~1939年)の平均年間日数(約 35 日)と比べて約 1.2 倍に増加しています。このような変化は、学校生活をはじめとした子どもの生活にも様々な影響を及ぼすとともに、子どもには、災害の発生に対して、いざという時に適切な行動ができることに加え、気候変動に対して適応するための知識や意識を醸成する必要があります。

さらに、持続可能なまちゼロカーボンちよだの実現に向け、省エネやゴミの削減、再生可能エネルギー・次世代エネルギーの利用など、気候変動を食い止める 緩和策についての環境学習を推進していくことも重要です。

千代田区では、区独自の環境マネジメントシステムである「千代田エコシステム (CES)」を活用し、子どもが環境について理解を深めることができるよう、区立学校・園等で独自の環境配慮活動を実践しています。

麹中ファーム



■就業・就労状況の変化・・・

日本の人口が減少局面にある中で、就業者数は近年増加傾向にあります。これは、女性の活躍推進や高齢者の就労促進等に関する各種施策の推進により、女性

や高齢者を中心に就業率が 上昇していることによるも のです。一方、25~39歳男性 の就業率が大きく減少して いるのに対し、女性は約1割 増加し、65歳以上の男女は 大きく増加しています。



出典:男女共同参画白書(令和2年版)

女性が職業に就くことへ

の意識も変化しています。内閣府が実施した世論調査によると、女性が子どもを持つことについて、「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加しており、令和元年には60%を越えました。

また、働き方改革の推進などにより、就業形態の多様化や就業時間の短縮等が進んできています。就業形態が多様化する中で、自らの望むキャリアパスやライフプランに沿って様々な働き方を選択できるようになる一方、男女ともに非正規雇用の労働者の数・割合が増加しています。

ルス感染症対策として、情報 通信技術を活用したテレワ ークの導入が進むなど、働き 方の多様化も進んでいます。 子どもには、自らのキャリ アに見通しを持たせ、主体的 に社会へ参画する意欲と態 度を育成していくほか、ジェ とがでいるではないではないであるでである。 意識を醸成していく必要が あります。

新型コロナウイルスウィ



■日本経済の状況・

日本の名目 GDP (国内総生産) は、アメリカ、中国に次ぐ第3位ですが、1995年以降停滞しており、他の先進諸国から追い上げられている状況にあります。国や地域の生産性の高さの目安となる一人当たりの名目 GDP では、日本は平成13年(2001年)には第5位でしたが、令和2年(2020年)には第19位と順位を下げています。国際競争力でもこの30年で1位から31位に落ちており、日本経済の停滞は、深刻な状況にあるといえます。

また、日本経済の特徴として、スタートアップ(革新的なアイディアなどで短期的に成長する企業)が生まれにくいとされています。スタートアップの調達額、ベンチャーキャピタル(VC)投資のGDP比などの指標が他の先進国と比べても著しく低い水準となっています。起業する人が少なく、成功するスタートアップが少ない、成功したとしても、小さくまとまってしまい、世界レベルの大成功モデルになりえない、といった点が指摘されています。こうした背景には、失敗を恐れる意識が高いこ

2020年の主な国の1人当たり名目GDP		
順位	国名	1人あたり名目 GDP (ドル)
1	ルクセンブルグ	116,233
2	スイス	87,025
3	アイルランド	85,514
5	米国	63,285
13	ドイツ	46,253
18	英国	41,207
19	日本	40,048
20	フランス	38,788
21	イタリア	31,770
22	韓国	31,631

出典:日本経済新聞記事

日本の国際競争力は、この30年で1位から31位に落ちた。



出典:男女共同参画白書(令和2年版)

日本で起業が少ない原因



資料:一般財団法人ベンチャーエンターブライズセンター「ベンチャー白書2021」 (注) 1.アンケートの調査対象は、設立5年以内のベンチャー企業。 2.調査結果は、日本で企業が少ない最大の原因について聞いたもの。

とや、学校教育の中で、課題を探し出す教育の欠如、身近な起業家がいないことなどが挙げられます。経済産業省が令和4年(2022年)に発表した「未来人材ビジョン」では、「新たな未来を牽引する人材が求められる。それは、好きなことにのめり込んで豊かな発想や専門性を身につけ、多様な他者と協働しながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題や生活課題に「新しい解」を生み出せる人材である。」「世の中の社会課題を機敏に感知するスタートアップの知見を教育にも取り入れる必要があるのではないか。」と述べられています。

第2章 基本理念

子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす

これからの時代を担う子どもが健やかに育ち、将来にわたって幸福な生活を送るためには、家庭と学校・園、地域等が一体となって共に子どもの成長を支え、 見守っていくことが肝要です。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。子どもの成長にとって家庭環境は重要です。子育てを通じて保護者(大人)も育ち、保護者が人間として成長することを通じて子どもも成長します。子どもの成長には、保護者と子どもが深い信頼で結ばれていることが不可欠です。そのためには、保護者は子育てにおける家庭の責任を十分に自覚すると同時に、子どもに自分の考えを押し付けるのではなく、子どもの声をしっかりと聴き、常に「子どもの最善の利益」を考えながら子どもを育てていく必要があります。

加えて、子どもの成長にとっては、学校・園の果たす役割も非常に大きなものです。学校・園では、集団生活の中で様々な子どもが、子ども同士で切磋琢磨する中で成長していきます。学校・園における教育・保育活動は、様々な子どもを誰一人取り残すことなく、包み込んでいくことが求められます。学校・園が子どもにも教員や保育士等にとっても、楽しい学びの場となり、共に成長できるようにする必要があります。

また、家庭がその責任を十分に果たすことができるよう、学校・園や行政機関だけではなく、千代田区に住み、働き、集う全ての人々、団体、企業等が子どもや子育て家庭を支えていくことも必要です。子どもが自己の可能性を開花させながら、支え合いの心や他者を思いやる気持ちを身に付けて育っていくためには、地域社会を構成する全ての人々が、協力していく必要があります。

さらに、子ども一人ひとりの可能性を最大限伸ばしていくためには、それぞれの個性や能力、教育・保育的ニーズを的確に把握し、もてる力を高め、生活や学習上の課題を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行っていくことが肝要です。全ての子どもが充実した時間を過ごせる教育・保育活動を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から学校教育期まで、すなわち0歳から18歳までの連続した次世代育成支援及び教育を推進していく必要があります。

第3章 めざす子どもの姿

「千代田区子育で・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもの姿と して、次のような人づくりを目指します。

1 主体的に判断する

- ◎生きて働く知識・技能を習得し、それをもとに思考力・判断力・表現力等の向上に努める人
- ◎失敗を恐れず忍耐力をもって様々な課題に意欲的に取り組むことのできる人
- ◎自己肯定感や自尊感情を高める人
- ◎周囲に流されず、自己の信念に従って行動ができる人

情報化や国際化など、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き 抜いていくためには、その基礎となる、生きて働く知識・技能を確実に身に付け、 それをもとに思考力・判断力・表現力等を向上させるためのたゆまぬ努力を続け ていくことが重要です。

また、変化の激しい社会の中で生き抜いていくためには、常に新しい課題にチャレンジしていくことが求められます。課題解決の過程では、思い通りにいかない場面に何度も遭遇することでしょう。自己実現のためには失敗を恐れずに、未知の世界に飛び込み、忍耐力をもって、粘り強く取り組み、新たな発想を広げていく体験を繰り返す必要があります。

加えて、他人を思いやるためには、自分自身を大切にする必要があります。全 ての子どもが、長所も短所も含めて自分自身を受け入れ、自己肯定感と自尊感情 をしっかりともち、さらには高めていくことができるよう、子どもの可能性を信 じ、一人ひとりの子どもの個性に応じて、潜在的な能力を引き出していくよう努 めていく必要があります。

情報通信技術の発展により、誰でも容易にインターネット(SNS等)を通じて、様々な情報が得られる便利な社会となっています。こうした情報社会であるからこそ、これらの情報を考察し、判断して自分の考えをもち、現実社会における人と人との触れ合いの中で、自分自身の考えや行動を見つめ直していくことが大切です。

2 多様な人々と共に生きる

- ◎感性を磨くとともに、思いやりや慈しみの心をもち、周囲の人と協働できる人
- ◎多様性を受容し、他者の価値を尊重することのできる人
- ◎自国の文化や地域に誇りをもつ人

社会は人と人との結び付きで成り立ち、人はたくさんの人たちに支えられて生きています。社会において周囲の人と共に生きていくためには、色々な価値観や背景をもつ人々と相互に理解を深め、互いに共感することで、人間関係やチームワークを形成していく必要があります。

また、正解のない課題や経験したことのない問題に遭遇した際には、対話をすることで情報を共有し、相互に考えを伝え合うことで、考えを深め合いながら合意形成・課題解決を図っていく必要があります。そのためには、コミュニケーション能力を培っていくことが欠かせません。

多様な人々と円滑なコミュニケーションを図り、共生するためには、感性を磨くとともに、人の感性に働きかける活動を意識することが大切です。感性を磨くことは、思いやりや慈しみの心を育てることでもあります。それは、社会の中で生きていく上でも、他者と協働して新たな課題解決に取り組む上でも不可欠です。

さらに、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、社会の多様性を受け 入れ、様々な個性や価値観、文化をもつ人たちと互いに理解し合い、共存してい くため、自分らしく生きる自立意識と他者との共生意識を育むことが必要です。

日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化を理解し、大切にし、愛着や誇りをもつことで、自己のアイデンティティをしっかりともちながら、様々な価値観や文化を受け入れ、多様性を尊重し、様々な人々と共に生きていく必要があります。それは、周囲の人とともに豊かになっていくという生き方でもあります。

3 自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって現実と向かい合うことのできる人
- ◎常に社会の変化を柔軟に受け止め、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自己の学びを人生や社会に生かそうとする人
- ◎理想の実現に向けて、未知の課題を自ら発見し、解決することによって、新たな価値を創造する人

Society5.0の到来やグローバル化の進展など、急激に変化するこれからの社会を生きる子どもは、大きく変動する社会の中で、既成の概念にとらわれない発想力、企画力、直観力をもって未知の課題にチャレンジし、新たな価値を創造していくことが求められます。そのためには、高い志をもって自らの理想の実現に向けた課題を主体的に発見し、その解決に向け、積極的に考え行動していく必要があります。

また、誰一人取り残すことなく皆が尊重され、安心して生活できる社会を築くことは世界的な課題です。こうした社会を実現し、かつ、持続可能なものとしていくことができる担い手の育成が求められています。生涯にわたって学び続け、自らの学びを誰かのため、社会のために活かし、役立てていくことは、新たな喜びを生み、豊かな人生へとつながっていきます。

さらに、社会情勢や社会構造が大きく変化している中、様々な課題に柔軟かつ 適切に対応し、自立していくためには、感性を豊かに働かせながら、どのような 未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、 子どもが自ら考えられるようにしていく必要があります。子ども自身が、社会に おける自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立 てて計画的に粘り強く物事に取り組むことで、新たな価値を創造する力を身に付 けることができます。

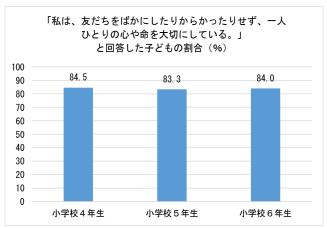
第4章 基本的方向性

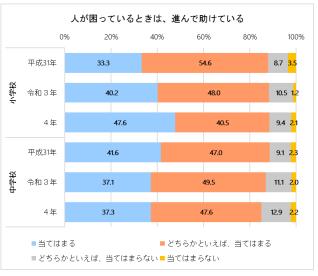
地域全体で子どもを見守っていき、前章のめざす子どもの姿を実現できるよう、 次の基本的方向性に従った施策を実施していきます。

1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進

近年、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方や、SDGs(持続可能な開発目標)の理念が国際的に広まりつつある中で、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが地域・社会の一員として積極的に参加・貢献していくことができる共生社会を実現してくため、他者を思いやり、多様性を尊重する心を育むため、インクルーシブ教育を推進していく必要があります。

そのため、あらゆる偏見や差別、 いじめをなくし、生命を大切にす る心や自分も他人も大切にする 心、違いを認め合い、多様性を尊重 する心等を育みます。



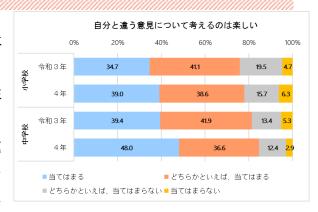


取組紹介

多様性を尊重する人権教育・道徳教育

多様性を尊重する心を育み、共生社 会の担い手となる人材を育成するた めには、人権感覚を身に付け、道徳性 を伸長することが重要です。

千代田区では、人権教育の一層の充 実を図るために東京都教育委員会発 行の「人権教育プログラム」を活用し



て、幼児・児童・生徒がその発達段階に応じた各学校・園の人権教育計画をも とに、様々な人権課題について学びます。自らの権利と義務、自由と責任につ いての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生か していくことができる子どもを育んでいくための教育活動を進めています。

また、道徳教育では、特定の価値観を押し付けるのではなく、発達の段階に 応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身 の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を進めています。

さらに、こうした実践が充実したものとなるよう、道徳教育に関する専門家である「心の教育コーディネーター」を派遣し、教職員研修の充実や道徳教育地区公開講座への活用を進めることで、学校、家庭、地域が連携した取組となるよう、推進しています。



+Actions

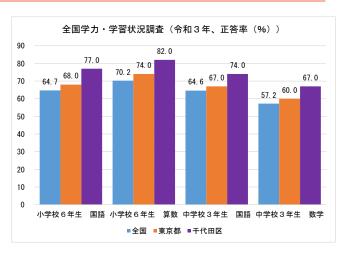
【施策展開の方向性】

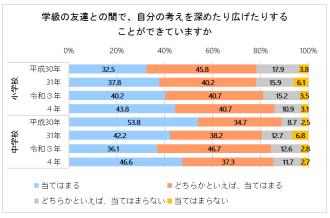
- ◆人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす。
- ◆生命を大切にする心や他人を思いやる心を育成する。
- ◆いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ◆様々な困難・ストレスへの対処方法や SOS の出し方などを身に付ける。
- ◆年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが互いの 違いや個性を認め合う。

2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進

教育を行うに当たっては、全ての子どもが学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。そのためには、一人ひとりの学習における課題を把握するとともに、個々におりるともに、個々があります。「令和の日本型学校教育」を踏まえ、確かな学力の定着に向けて、「主体的・対話的で深い学び」を実現していく必要があります。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、変化の激しい時代を生き抜く子どものため、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力





や、社会に出てからも生かせる知識や技能を身に付ける教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、きめ細かい指導を行い、生きて働く知識・技能を育むとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む教育を推進していきます。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業・保育改善を実施していきます。

確かな学びを育むための教員の資質・能力

平成 29 年度に告示された幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校や特別支援学校の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が謳われています。そのためには、各教科等の指導を通して、基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解



決するために必要な思考力や判断力、表現力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養い、多様な人々との協働を促す教育の充実を図る必要があります。こうした確かな学びを育む教育活動を推進するためには教員の資質・能力の向上が欠かせません。

千代田区では学校・園の学びをより充実 したものとするべく、経験や職層等に応じ た、資質・能力向上のための様々な教員研 修を実施しています。これらの研修の中で 確かな学力の形成や、「主体的・対話的で深 い学び」の実現に向けた授業改善の視点を もって、専門家による講義や演習、教員間 でのグループ協議、研究などを進めています。



また、全学校・園でそれぞれの子どもの実態や課題に応じた研究主題を設定し、校内研究を推進する中で授業・保育の改善を進めています。そのなかで、毎年いくつかの学校・園は、区教育委員会研究協力校の指定を受け、教育・保育改善を進めてきた研究の成果を区内の各学校・園に発表しています。

+Actions

【施策展開の方向性】

- ◆確かな学力の定着・向上に向けた個別最適な学びと協働的な学びを実施 する。
- ◆主体的、対話的で深い学びの実現に向けて授業・保育改善を図る。
- ◆全ての就学前施設において、生活や学びを育む教育・保育を実践する。
- ◆生涯にわたって必要とされる生きる力を育成するため、0-18 歳までの子 どもの発達と学びの連続性を踏まえ、系統的な教育・保育を実践する。

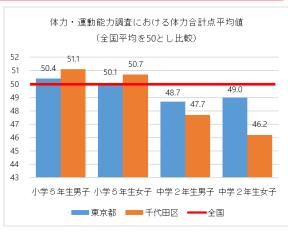
3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進

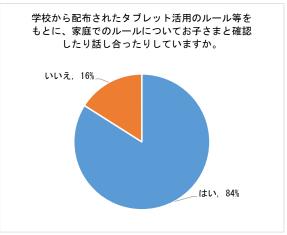
第3期教育振興基本計画を踏まえ、 人生 100 年時代を豊かに生きていくため、生涯を通じてたくましく生きるための体力向上に取り組む必要があります。

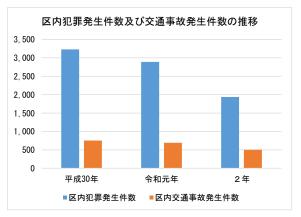
また、近年の自然災害の発生状況や 交通事故、犯罪等の情勢は年々変化し ていることから、健康で安全に生活で きるよう、安全教育や SNS の利用ルー ル、食育など健全育成に取り組んでい く必要があります。

そのため、生涯を通じて、たくましく 生きるために必要な体力の向上、心と 体の健やかな成長のための健康教育・ 食育を実施していきます。

さらに、子どもが様々な事件・事故や 自然災害等から自らの生命を守るため に必要な知識や技能を身に付けられる よう、安全・防災教育を推進していきま す。





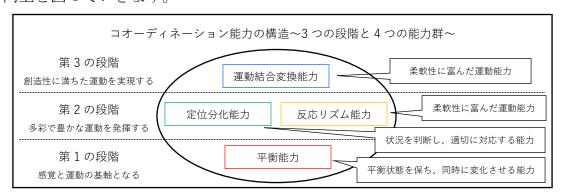


コオーディネーショントレーニング

運動に親しむ元気な子どもを育成するため、多様な運動への意欲向上と取 組の継続を図っていくことが重要です。

そのため、千代田区では、脳・神経・筋肉等の調和的発達を促進し、子どもの体力向上を図ることが期待できる「コオーディネーショントレーニング」を区立全学校・園において、体育授業の準備運動や体つくり運動、補助運動への導入や、全校朝会、休み時間、運動会、放課後、運動部活動等の様々な機会に取り入れています。

このトレーニングを通じて、けがをしない体づくりや意欲・体力・集中力の 向上を図っていきます。





体軒の感見をつかむ建動 資料提供日本コオーディネーショントレーニング協会(JACOT)



+Actions

【施策展開の方向性】

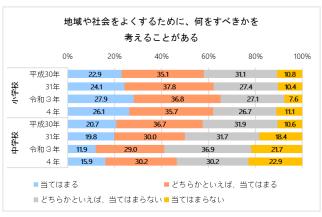
- ◆生涯にわたって、自立してたくましく生きるために必要な体力を育む。
- ◆心身ともに健康で、充実した生活を送るための力を育む。
- ◆危険を予測し回避する力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育む。
- ◆学校と地域等が連携し、継続的・安定的な運動機会の創出に向けた仕組みを構築していく。

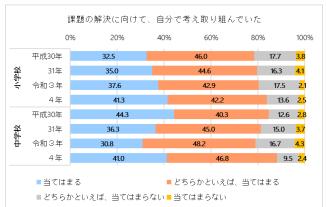
4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成

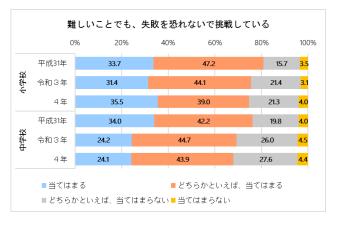
Society5.0 の到来などにより高度に情報化した社会で活躍できるよう、1人1台端末を活用して「ちよだスマートスクール」構想に基づく情報教育やICT教育を推進していく必要があります。

また、学習指導要領の改訂を踏ま え、変化の激しい時代を生き抜く子 どものため、未知の状況にも対応で きる思考力、判断力、表現力や、社 会に出てからも生かせる知識や技 能を身に付ける教育に取り組んで いく必要があります。

そのため、理想の実現に向けて可能性に挑戦し、自分の未来を切り拓くことができ、Society5.0の到来などにより高度に情報化した社会で活躍し、社会の持続可能な発展を牽引するキャリア教育を推進します。







ちよだスマートスクール

千代田区では、令和2年度 (2020年度) から一人一台端 末の環境整備を行い、「つな がる 創り出す 切り拓く ~Connect Create Pioneer ~」を合言葉に、一人一台か らの学びを創る千代田 ICT 授 業指針を作成し、「ちよだス マートスクール」を進めてい ます。

学び方・教え方・働き方を改革するために 17 の目標を掲げ、子どもたちに寄与する充 実した ICT 教育の実現を推進しています。

また、ICT を活用した教育を推進してきた ことが評価され、学校情報化認定※1におい て、区立全11校が「学校情報化優良校※ 2」に、千代田区教育委員会が「学校情報 化先進地域※3」として認定されました。

今後も引き続き、ICT を活用した教育、 「ちよだスマートスクール」の充実を図 っていきます。

ちよだスマートスクール

学び方・教え方・働き方 を変えるための17の目標

















- **※** 1 「情報化の推進体制」を整え、「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」等に積極的に取 り組んでいる学校・自治体を称え、日本教育工学協会(後援:文部科学省)が認定
- ※2 教育の情報化に総合的に取り組み、情報化によって教育の質の向上を実現している学校を、チ エックリストや指定された資料等のエビデンスを基に審査・認定
- ※3 自治体において「学校情報化優良校」として認定された学校の割合が80%以上に達した地域を、 書類審査及び面談調査により審査・認定

職業体験活動等

千代田区では、特色ある商店街や企業が集積しているという土地柄を生かし、 各区立中学校・中等教育学校において、キャリア教育の一環として様々な職業 体験活動等を実施しています。

区立麹町中学校では、『クエストエデュケーション』と銘打ち、各企業から出されるミッションに対し、チームで協力しながら課題を解決し、企画力、表現力などを伸ばすため、企業のインターンシップの模擬体験を実施しています。実在の企業の専門家からの支援を受けながら、職業・勤労に対する認識を深めるとともに、話し合いの技術や企画書の作り方、プレゼンテーションの方法など、社会で役立つスキルを実践的に学んでいます。

区立神田一橋中学校では、区立保育園や幼稚園等の区立施設のほか、日本青年会議所の協力を得て、複数の企業や神田地区にある商店等を紹介してもらい、生徒が希望する職場を選択・決定し、職場体験活動を実施しています。実際



の職場に行って体験することで、働くことの楽しさや大変さ、誰かのために 役立つという実感を得て、正しい勤労観や職業観を身に付けています。

区立九段中等教育学校では、地域の様々な職場で働く体験を通して、自分と社会との関係について考えています。生徒それぞれが区立保育園や障害者福祉施設等の区立施設のほか、企業や商店等にアポイントを取って準備をし、実際



の仕事を体験的に学んでいます。職場体験活動を通じて、職業人としての自 分のイメージをつくる貴重な機会となっています。

+Actions

【施策展開の方向性】

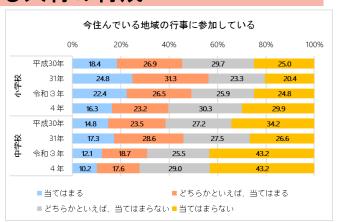
- ◆自分の未来を切り拓き、社会的に自立できる力を育む。
- ◆「ちよだスマートスクール」を推進し、高度に情報化した社会で活躍できる力を育む。
- ◆持続可能な社会を築くため、社会の課題を自らの課題として捉え、解 決しようとする力を育む。
- ◆自己の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、 課題の発見や社会的な価値の創造に結び付ける力を育む。

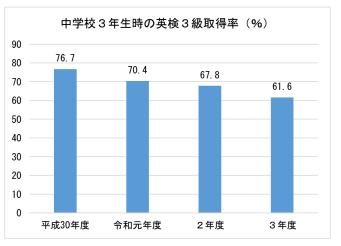
5 グローバルに活躍する人材の育成

東京 2020 大会のレガシーとして、多文化を尊重し、豊かな国際 感覚を育成していく必要があります。

第3期教育振興基本計画を踏ま え、人生 100 年時代を豊かに生き ていくため、文化・芸術への理解 を深めていく必要があります。

グローバル化が進展する中、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、他国の人々や文化を理解し尊重するとともに、自国の歴史や伝統文化への理解を深め、日本や自分たちが住む地域に愛着や誇りをもち、新しい文化を創造する教育を推進していく必要があります。





そのため、日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化への理解を深め、愛着 や誇りをもち、それを積極的に発信していく力を育成するとともに、新しい文化 を創造する教育を推進していきます。

また、生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばすとともに、文 化の多様性を尊重し、豊かな国際感覚を醸成する教育を推進します。

国際教育【TOKYO GLOBAL GATEWAY】

千代田区では、国際的視野を広め、豊かな人間性を育成しするため、中学校2年生を対象に、英国・ロンドン・ウェストミンスター市立学校の生徒受け入れ、区立中学生の派遣を実施していましたが、新型コロナウィルス感染症の影響により実施が困難な状況が続いています。

そのため、体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)」における海外での生活や日常の場面の疑似体験を通じて、国際理解教育を実施しています。

この体験を通じて、英語力の向上はもちろんのこと、広い視野をもち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度などを育成していきます。





また、その場で味わえる楽しさや受ける刺激だけでなく、英語で「伝わる」 感動、「わかる」感動、「協働する」感動などを経験することで、日常の英語学 習の動機づけになることを期待しています。

大使館との交流

国際教育の推進に向け、各国の大使館等が区内に多く立地しているという特色を生かし、千代田区立学校の中には、大使館との交流活動を積極的に進めている学校もあります。

様々な国との文化交流や体験活動 等を通して、国際社会を生きる人材と して必要な能力の育成につなげてい ます。



+Actions

【施策展開の方向性】

- ◆日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化への理解を深める。
- ◆文化の多様性を尊重し、社会の発展に寄与する豊かな国際感覚を育成 する。
- ◆生きた英語を身に付け、様々な人々とコミュニケーションを図る能力 を伸ばす。
- ◆海外との様々な交流機会を設け、様々な国の文化に触れ、日本や自分 たちが住む地域の文化を紹介できる体験活動等を展開する。

6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備

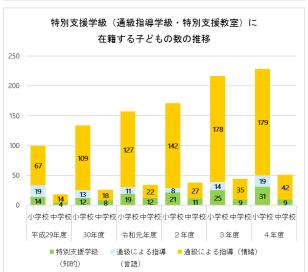
子育て世帯の増加に伴う支援ニーズの変化や、新型コロナウィルス感染症の世界的な流行が子どもの日常生活や子育てに与える影響を踏まえ、子どもや家庭が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。

新型コロナウィルス感染症の流行等により、不登校や心のケアが必要な子どもの数が増加しており、子どもの多様なニーズに応じて支援していく必要があります。

また、特別支援学級に在籍する子 どもや、日本語指導を必要とする外 国籍の子どもが増加していることか ら、関係機関等との協力・連携を深め ながら、多様な学びのニーズに対応 していく必要があります。

そのため、個性や能力に応じた教育、多様なニーズへの対応や特別な 支援が必要な子どもへの教育・保育





環境の整備、子育て家庭の不安・悩みなどへの対応や支援を実施していきます。 また、児童虐待の予防と早期発見に努めるとともに、不登校の子どもへの支援な ど、子どもと家庭が安心できる相談体制を実現します。

さくらキッズ

「身体を動かすのが苦手」「お友達とうまく遊べない」「ことばを話し始めるのが遅い」など、子どもの発達に関して気がかりなことや心配なことに専門職員が相談に応じる身近な子育て支援施設、子ども発達支援センター「さくらキッズ」を設置しています。千代田区内にお住いの小学校1年生までの子どもとその保護者が対象です。

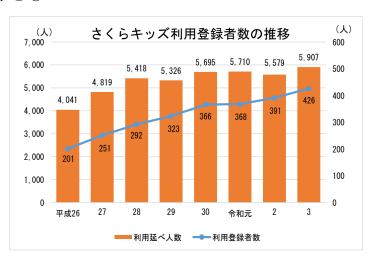
また、心理士や作業療法士等による 子どもの発達の状況に合わせた「言語」 「運動」「作業」「心理」の個別指導や 集団指導のプログラムを行い、健やか な成長と発達を支援しています。

あわせて、保護者に対して子どもの

発達に関するアドバイスを行うほか、保護者同士の交流や情報交換の場づくりや、子育てに関する身近な相談相手として、障害や発達に課題のある子どもの子育て経験がある「ペアレントメンター」を活用した個別相談や懇談会等も実施しています。







はばたきプラン



【事業実績】

千代田区では、障害や発達面に 気がかりや心配のある子どもとそ の保護者を対象に、妊娠期から 18 歳までの福祉や教育等の支援やサ ービスに関する一貫したプランニ ングを行うことにより、子ども一 人ひとりの発達に応じたサービス の提供や充実を図り、切れ目のな

い支援を実施するため、障害児ケアプラン事業 (はばたきプラン)を行っています。

また、地域で安心した暮らしを送ることができるよう、関係機関との情報共有や連携を図っています。

保護者との面談を通して、専門相談員が子ど もの出生、就園、就学などのライフステージに





応じた最適なサービスや支援メニューを案内し、子どもの成長や発達に合わせた「はばたきプラン」を作成するとともに、学校や関係機関等との情報共有を行っています。あわせて、はばたきプランを作成する中で確認した支援等の情報をまとめた「子育てカルテ」を作成するとともに、障害児通所支援サービスを利用する子どもについては、申請に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行っています。

+Actions

【施策展開の方向性】

- ◆家庭と学校・園、地域等が一体となり、子どもを見守り、育てる。
- ◆障害の有無や国籍等に関わらず、全ての子どもの能力を最大限に伸ば し、自立と社会参加に向けた教育・保育を実践する。
- ◆様々な悩みを抱える子どもの相談窓口等を整備し、問題の深刻化を未然 に防止する相談体制を実現する。
- ◆子育て家庭の相談窓口や支援制度を充実させ、様々な相談への対応や子 育て・教育支援を実施する。

7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備

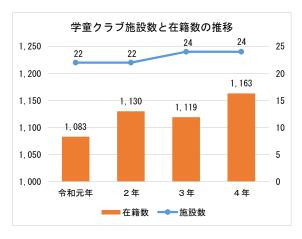
子どもの人口増加や子育て世帯の増加に伴い、保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備や、子どもが安全で安心して学び、遊べる環境を整備していく必要があります。家庭と学校・園、地域等が一体となって子どもを育むための仕組みづくりが必要です。引き



続き、魅力ある学校・園づくりに向けた特 色ある教育・保育活動に努めていきます。

そのため、魅力ある学校・園づくりに向け、特色ある教育・保育活動を推進していきます。家庭と学校・園、地域が一体となって共に子どもを育むための学校・園運営への参画の仕組みづくりを進めていきます。さらに、保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て支援体制や、安全で安心して学び、遊べる環境の整備、放課後の居場所づくりを進めます。

また、子どもが宿泊行事を通じて、普段の生活では触れることのできない自然体験や様々な教育活動が可能となるよう、環境の整備を推進していきます。





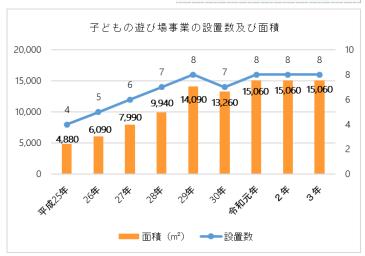
子どもの遊び場事業

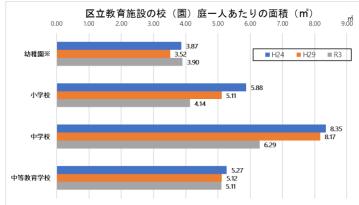
千代田区では、子どもの健全な育成を図っていく ため、公園や区の施設を活用して、「子どもの遊び 場」事業を実施しています。大学生のお兄さん・お 姉さんが、プレーリーダーとして子どもたちといっ しょに遊びながら、しっかりと子どもたちの見守り もおこないます。遊び道具の貸し出しも行っていま す。子どもの遊び場事業は、現在区内8か所で実施 しています。

また、外遊びは室内とは 異なり、子どもが解放感を 味わいながら思い切り活動 することができるととも に、自然環境に触れたり、思 いがけない出来事と出会っ たりすることも多く、様々 な活動をを展開すること で、心身の健全な発達、豊か な人間性の形成、主体性や 社会性を育むことにもつな がります。特に近年、情報 化社会の進展や新型コロナ ウィルス感染症の影響など により、屋外での活動が減 少しています。

千代田区には、国民公園や都市公園なども多く存在しており、子どもの遊び場も含め、子どもが安心して外遊びができる環境を充実させていくよう取り組んでいきます。

場所 外濠公園総合グラウンド内芝生広場(五番町先) 和泉公園(神田和泉町1) 小川広場フットサルコート(神田小川町3-6) 旧今川中学校(鍛冶町2-4-2) 芳林公園(外神田3-5-18) 旧永田町小学校(永田町2-19-1) ふじみこどもひろば(富士見2-14-3) くだんしたこどもひろば(九段南1-3-5)







区立就学前施設

千代田区では、区立の就学前施設として、 幼稚園、保育園、こども園を設置しています。

このうち『こども園』は、子どもと保護者の視点に立ち、保護者の就労状況によって子どもの就園先を区別する制度・仕組みではなく、教育・保育を必要とする全ての子どもが、等しく良質な幼児教育・保育を受けられるよう、平成14年(2002年)4月から国に先駆けて、幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の施設として創設しました。保護者の多様なニーズに応えられるよう、様々な保育時間を用意し、保護者が自由に選択できます。現在、「いずみこども園」と「ふじみこども園」の2園を設置しています。

また、区立幼稚園のうち、「千代田幼稚園」と「昌平幼稚園」は、長時間保育を実施する





とともに、幼稚園では対象とならない0~2歳児の認定外保育施設を併設し、 保護者の就労形態に関わらず、子どもの発達段階に応じた保育と教育を一体 的に行う幼保一体型施設として創設しています。

+Actions

【施策展開の方向性】

- ◆質の高い教育・保育を支えるための環境を整備する。
- ◆教育・保育に携わる者が、心身ともに充実して子どもと向き合う時間を 創出し、より質の高い教育・保育を進めるための働き方改革を推進する。
- ◆子どもに放課後の安全で安心な遊び場や居場所を提供する。
- ◆家庭と学校・園、地域等が連携・協働する取組を実施する。
- ◆預かり保育の拡充等、ライフスタイルに応じた更なる子育でサービスを提供する。
- ◆施設での一時(いっとき)預かりや訪問型のサービス等、子育て家庭の 多様なニーズやライフスタイルに対応したサービス等を提供する。
- ◆軽井沢少年自然の家を子どもにとって有意義な施設となるよう整備する。

認証保育所等の単願申請制度について

1 事業概要

認証保育所等を単願で希望し入園した場合の保育料について、認可保育園を利用した場合と比較し5割減額する補助事業

2 対象

- (1) 新規の0~2歳児クラスで、4月入園として認証保育所等と新たに契約を行う 単願申請者
- (2) 認可保育所等の入所要件を満たしている方

3 見直しの理由

本事業は、平成30年4月から待機児童対策の一環として実施していた事業であるが、近年は、認可保育園にも空きが生じている状況であり、導入の目的は達成されたため、令和5年度申請までで本事業を終了する。なお、令和4年12月23日までに認証保育所等と入園契約を行った園児については、認可保育所等への転園申請をしない限り、保育料が無償化となる3歳児になるまで本事業の補助を適用する。

4 周知について

令和5年度の保育園・こども園等の入園案内にて周知を行う。

5 その他

認証保育所等に在籍する区民に対しての、認可保育園を利用した場合と比較し保育 料が2割安くなる減額補助についても、補助金の見直しの一環として別途検討する。

教 育 委 員 会 資 料 2 - 2 令 和 4 年 10 月 14 日

令和5年度認証保育所等の単願申請制度のご案内

- 「認証保育所等の単願申請制度」は、令和5年度にて終了いたします。

※ただし、令和5年度に単願申請制度の対象だった園児に限り、令和7年度まで本制度をご利用いただけます。

1 制度内容

令和 5 年度認可保育園等の入園・転園申込みをせず、 <u>令和4年 12 月 23 日(金)</u> までに保護者様と認証保育所等との間で入園契約を締結し、認可保育園等の入所要件を満たしている場合、毎月の保育料が認可保育園を利用した場合と比較して5割安い保育料となるように、区が補助いたします。

- ※「認可保育園等」とは認可保育園、区立こども園、認定こども園、幼保一体施設、地域型保育事業を指します。
- ※「認証保育所等」とは区内及び区外の認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設を指します。
- ※月の利用契約時間が 120 時間~220 時間分の月額利用契約保育料が補助対象となります。
- ※認可保育園を利用した場合と比較して、2割程度安くなる保育料減額補助制度との併用はできません。

2 対象

次の①と②のどちらの要件にもあてはまる方

- ① a 令和5年度0~2歳児クラス(注1)で4月入園として認証保育所等と新たに契約を する**単願申請者**(注2)
 - b 現在、認証保育所等を利用中で、令和5年度0~2歳児クラスに該当する者のうち、 継続して認証保育所等と契約する単願申請者
- ② 認可保育園等の入所要件を満たしている方(育児休業中の方は4月中の復職が必須)
- 注1) 令和5年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和5年度は以下のとおりです。

クラス	生年月日			
O歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日 ~			
1 歳児クラス	令和3年4月2日~令和4年4月1日			
2歳児クラス	令和2年4月2日~令和3年4月1日			

注2)「単願」とは、認証保育所等のうちいずれか、または複数園を希望し、かつ令和5年度認可保育園等の入園・ 転園中込みをしない場合(注3)のことを指します。

認可保育園等の令和5年4月入園・転園申込みをせず単願申請していた方が、5月以降の認可保育園等の入園・転園申込みをした場合は、入園希望月以降の認証保育所等の保育料は当該補助制度の適用外となります。 (例えば、5月入園・転園申込みをした場合、5月以降は、2割程度安い保育料が適用されます。)

- 注3) 令和5年度認可保育園等の入園・転園申込みをしている場合は、補助対象外となります。 ただし、令和4年12月23日(金)17時までに申込みを取下げた場合は補助対象となります。
- ※3~5歳児クラスのお子様は本制度の対象外ですが、令和元年 10月から始まった国の無 償化制度と千代田区の独自補助の拡大により 220 時間までの月額基本保育料は無料です。

裏面あり

3 申請の方法と保育料減額補助決定までの流れ

保護者様と認証保育所等との間で、 令和4年 12 月 23 日(金) までに入園契約を行ってください。入園契約の際、「令和5 年度 認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設単願申請書」もあわせてご提出ください。

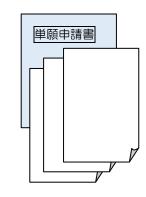
入園契約の締結後、 令和5年1月6日(金) までに保育料減額補助申請に必要な書類(就労証明書等)を子ども支援課へ提出してください。

令和5年度4月からの保育料決定後、各ご家庭に保育料決定通知を送付いたします。

4 提出書類

- 「令和 5 年度 認証保育所 区補助対象保育室 区緊急保育施設単願申請書」
- 「教育・保育給付認定(変更)申請書」
- 「保育料減額補助認定申請書」
- 「保育ができない状況を証明する書類(就労証明書等)」(父・母分)

※なお、すでに認証保育所等に入園し、令和5年度も引き続き同じ園に通われる お子様がいるご家庭には、子ども支援課より別途案内を送付しております。



5 提出期限

「令和5年度 認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設単願申請書」については、令和4年12月23日(金) までに、そのほかの提出書類については、令和5年1月6日(金) までに提出してください。

6 注意事項

※「認証保育所等の単願申請制度」については、令和5年度にて終了いたします。 ただし、令和5年度に単願申請制度の対象だった園児に限り、令和7年度まで本制度をご利用いただけます。また、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安くなる保育料減額補助制度については引き続きご利用いただけます。



【お問い合わせ・提出先】 千代田区九段南 1-2-1 千代田区子ども支援課運営支援係

TEL: 03-5211-4229 FAX: 03-3264-3988

保育所の閉所について

1 概要

先般、下記保育事業者より、今後の事業継続の困難性について相談があったが、協議の結果、下記理由により、閉所の見込みとなったため、関係機関に周知し、閉所作業を進める。

2 閉所理由

- (1) 保育者の一身上の都合により、令和 5 年度以降の保育が困難となったこと
- (2) 保育事業者の自宅で保育しているため、事業継承が困難なこと。
- 3 閉所施設
- (1) 施設名 あい・ぽーと小さな家東神田
- (2) 所在地 東神田二丁目4番6号
- (3) 事業者 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション
- (4)類型 地域型保育事業 (家庭的保育事業)
- (5)定員 5名
- (6) 現員数 3名(令和4年10月1日時点)
- (7) 開所日 平成 25年 9月 2日

4 閉所日

令和5年3月31日

教 育 委 員 会 資 料 4 令和 4 年 1 0 月 1 4 日

令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

1 小学校

区分	行事名	対象	令和 4 年度 日程	変更等	令和3年度	備考
	箱根移動教室	6 学年	5月23日~6月10日【2泊3日】		5月11日~6月5日【2泊3日】/中止	
宿泊行事	嬬恋自然体験交流教室	5 学年	10月3日~15日【2泊3日】	春期を廃止し、秋期に一本化	5月25日~29日【1泊2日】·10月6日~22日 【2泊3日】/中止	
	岩井臨海学校	4 学年	7月21日~29日【1泊2日】	宿泊日数を2泊から1泊に変更	7月21日~29日【2泊3日】/中止	
	音楽鑑賞教室	6 学年	7月7日		7月7日	
 連合行事	連合音楽会	3・4学年	11月29日、30日	、30日 対象を 4 学年のみに変更 11月 4 日・5 日/中止		
连口11争 	連合作品展	全学年	2月3日~2月6日		1月28日~2月1日/中止	※保・幼・小・中・中等含む
	水泳記録会	5 学年	9月2日		9月3日/中止	
	麹町小学校	全学年	10月15日		10月2日	
	九段小学校	全学年	10月1日		10月2日	
	番町小学校	全学年	10月1日		9月25日	
学校行事	富士見小学校	全学年	9月17日	9月25日		
(運動会)	お茶の水小学校	全学年	10月1日	9月25日		
	千代田小学校	全学年			9月25日	
	昌平小学校	全学年	9月17日		9月25日	
	和泉小学校	全学年	9月24日		9月25日	
	麹町小学校	全学年	11月18日~19日学習発表会		1月20日~24日(展覧会)	
	九段小学校	全学年	11月11日~12日音楽会		11月19日・20日(学芸会)	
学校行事	番町小学校	全学年	11月18日~19日学芸会		11月20日(学芸会)	
(学芸会)	富士見小学校	全学年	11月18日~19日学習発表会	10月29日・30日 (学習発表会)		
(音楽会)	お茶の水小学校	全学年	1月19日~21日展覧会	11月19日・20日 (学芸会)		
(展覧会)	千代田小学校	全学年	1月20日~21日展覧会	11月27日(音楽会)		
	昌平小学校	全学年	11月11日~12日学芸会		11月12日・13日(音楽会)	
	和泉小学校	全学年	1月18日~21日展覧会		11月19日・20日(学芸会)	

2 中学校

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等 令和3年度		備考
	オリエンテーション	1 学年	4月14日~15日(麹町中学校)	宿泊を伴わない方法に変更	4月19日~20日(麹町中学校)/中止	※中等含む
	プログラム	1 ++	4月21日~22日(神田一橋中学校)	旧川で件がないが広に多史	4月22日~23日(神田一橋中学校)/中止	
	裁量型移動教室	2 学年	6月25日~27日(麹町中学校)		7月3日~5日(麹町中学校)/中止	
宿泊行事		乙十十	3月5日~7日(神田一橋中学校)		2月27日~3月1日(神田一橋中学校)/中止	
	<i>恢</i>		6月29日~7月1日(麹町中学校)		6月~7月実施から3月に変更後、中止	
	修学旅行	3学年	7月7日~9日(神田一橋中学校)		0月で7月天旭から3月に友英俊、中正	
	特別支援学級宿泊行事		6月5日~6日(麹町中学校)		9月12日~13日(麹町中学校)/中止	
連合行事	雅楽教室	1学年	3月6日		3月7日/中止	※中等含む
学校行事	麹町中学校	全学年	5月21日	雨天のため一部競技を5月24日に延期実施	5月22日	
(体育祭)	神田一橋中学校	全学年	5月21日	雨天のため一部競技を翌週の授業内で延期実施 5月22日		
学校行事	麹町中学校	全学年	10月22日	10月23日(麹中祭)		
(文化祭)	神田一橋中学校	全学年	10月22日		10月23日(合唱コンクール)	

3 中等教育学校

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
	ホームルーム合宿		4月下旬	中止	中止	
	シンガポール研修旅行	5 学年	6月下旬	中止(国内変更)	国内変更	
	シンガポールからの変更 関西研修旅行	5 学年	6月29日~7月2日		中止	
宿泊行事	至大荘行事	4 学年	7月25日~7月29日	中止	中止	
	UCLA海外派遣	4.5学年	中止		中止	
	海外研修(オーストラリア)	3 学年	令和5年3月10日~3月18日	中止(国内変更ブリティッシュヒルズに変更)	国内変更(ブリティッシュヒルズに変更)	
	海外研修中止の場合英語合宿	3 学年	令和5年1月13日~16日		1月14日~1月16日	
	英語合宿	2 学年	12月20日~12月23日		10月30日TGGに変更	
	体育祭	全学年	5月20日		中止	
	九段祭	全学年	9月17日~18日	オンライン配信も実施	12月3日(金)~12月17日(金)オンライン	
学校行事	クロスカントリー	全学年	1月31日		中止	
	校外学習(千代田区巡り)	1学年	7月1日		3月18日	
	移動教室(TGG)	1学年	12月7日		12月1日	
学校行事 (体育祭)	九段中等教育学校	全学年	5月20日	5月21日		
学校行事 (文化祭)	九段中等教育学校	全学年	9月17日~18日	オンライン配信も実施	9月(九段祭)	

4 幼稚園・こども園

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
連合行事	合同子ども会	5 歳児	11月15日、16日	1日(午前・午後) 2 部制から 2 日(午前)に変更	11月16日	※保・幼・こ
	麹町幼稚園	全学年	10月1日		10月16日	
	九段幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
	番町幼稚園	全学年	10月22日		10月16日	
園行事	お茶の水幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
(運動会)	千代田幼稚園	全学年	10月22日		10月16日	
	昌平幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
	いずみこども園	全学年	10月15日		10月16日	
	ふじみこども園	全学年	10月15日		10月16日	
		4・5歳児	12月17日		12月11日	
		3歳児	2月9日		2月9日	
	九段幼稚園	全学年	11月19日、2月9日		12月11日	
	番町幼稚園	全学年	12月9日、10日		12月17日·18日	
】 園行事	お茶の水幼稚園	全学年	12月15日、17日		12月16日·18日	
(子供会)	千代田幼稚園	全学年	12月17日		12月18日	
	昌平幼稚園	全学年	12月10日		12月18日	
	いずみこども園	3・4歳児	12月3日		12月4日	
	い、タグとこも図	5歳児	12月17日		12月11日	
	ふじみこども園	4・5歳児	2月4日		2月5日	
	らっかし ひ 凶	3歳児	2月25日		2月19日	

5 保育園

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
	麹町保育園	3,4,5歳児	7月14日		7月16日	
園行事	神田保育園	全園児	7月11日	7月11日~15日にクラスごとに分散実施	7月10日	
(夏祭り)	西神田保育園	全園児	7月12日		7月18日	
	四番町保育園	全園児	7月21日		7月20日	
	麹町保育園	3,4,5歳児	10月29日		10月23日	
園行事 (運動会)	神田保育園	0~1歳児 自由参加 3,4,5歳児	10月22日		10月10日	
	西神田保育園	3,4,5歳児	10月22日		10月23日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	10月22日		10月30日	
	麹町保育園	3,4,5歳児	2月9日(3歳児)、2月22日(4歳児)、2月17日(5歳児)		2月19日	
園行事	神田保育園	3,4,5歳児	12月2日		12月4日	
(発表会)	西神田保育園	3,4,5歳児	2月17日		2月19日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	2月17日		2月18日	
	麹町保育園		5月19日、5月31日、6月3日、6月9日、6月29日、9 月7日、10月7日、11月1日、11月11日、11月25日、 1月19日、3月24日		9月8日,13日、10月26日,29日、11月26日、1月20 日、3月17日,24日	
園行事	神田保育園	3,4,5歳児	6月16日、10月27日、11月1日、12月13日、1月12 日、3月17日		6月29日,10月14日,21日,22日、 12月14日、3月16日	
(遠足)	西神田保育園	3,4,5歳児	5月19日、5月25日、7月6日、9月29日、10月13日、 11月2日、11月22日、1月12日、3月16日		10月29日、11月5日,11日,19日、12月10日、1月12日,14日、2月22日、3月16日,17日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	5月20日、6月9日、9月6日、9月28日、10月13日、 11月4日、11月18日、11月25日、1月12日、3月17	9月28日→12月14日に延期	10月14日、11月5日,12日,19日、1月13日、3月4 日,17日	
	各保育園	1,2歳児	年2回程度実施		年2回実施	

6 児童館

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
児童館	子育てまつりパート1	乳幼児親子	予定なし		中止	
合同行事	子育てまつりパート2	乳幼児親子	予定なし		中止	
	合同卓球大会	小学生	2月25日		中止	
	学童クラブ遠足(夏)	学童クラブ児	予定なし		中止	
	学童クラブ遠足(春)	学童クラブ児	予定なし		中止	
	児童館まつり	児童・保護者	西神田(11/12)神田(11/19)四番町(10/29) 一番町(11/26)		中止	
館行事	乳幼児親子バスハイク		予定なし		中止	
	親子バスハイク	幼児・小学生 親子	予定なし		中止	
	観劇会				西神田 (1/22) 神田 (12/1) 四番町 (2/9) 一番 町 (12/16)	
講座	親と子の絆プログラム	子育て中の親	┃「ベビママの会 7回(3回終了)	※参加者数が開催実施基準を下回ったた	「ノーバディーズ・バーフェクト」2回「ACTすこやか子育て講座」3回「ベビママの会」6回「年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座」2回実施	

令和4年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和4年10月11日(火)、幼稚園教育職員を含む職員の給与等について、次のとおり勧告を行った。

1 給与改定の内容

(1) 月例給

公民較差 896 円 (0.24%) を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を 引上げ

○ 公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
379, 408 円	378, 512 円	896 円 (0.24%)

○ 初任給の改定内容

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
大学卒	194, 800 円	199, 500 円	4,700 円
短大卒	177, 700 円	182, 500 円	4,800円

○ 概ね採用から10年程度の職員について、給料月額を引上げ

(2)特別給(期末・勤勉手当)

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ (現行 4.45 月→4.55 月)
- 支給月数の引上げ分は、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

(3) 3月期末手当の廃止

○ 令和5年度から、3月期末手当(0.25月)を廃止し、6月・12月期が均等に なるよう配分(期末手当:年間2.40月、勤勉手当:年間2.15月)

(4) 改定の実施時期

月例給の引上げ:令和4年4月1日から実施 特別給の引上げ:改正条例の公布の日から実施 3月期末手当の廃止:令和5年4月1日から実施

指定管理者施設に関するモニタリングについて

地域振興部資料1-1 令和4年10月14日

1 モニタリングの全体像

指定管理者制度を導入した施設が適正な管理運営を行っているか、下記のモニタリングを通じて 運営状況を的確に把握・評価し、必要に応じて改善指導を行っている。

(1) 区としての責任の遂行

- 事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認
- 月次報告に基づく現場確認・随時の立ち入り調査
- ○公益通報保護制度の活用等、既存の制度等との連携

(2) 区民・利用者の視点

- 利用者懇談会の実施
- 区民・利用者アンケートによる声の把握・反映

(3) 専門家からのアドバイス

- 施設経営とリスク管理の確認
- 現場の労働環境を確認

制度共通の課題として実施(平成18年度から)

2 専門家によるモニタリング

1(3)専門家からのアドバイスとして、下記の認識のもと社会保険労務士による労働環境モニタリング及び公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。

基本的な認識

区と指定管理者が施設の抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して区民サービスの向上を継続していくことが重要

施設経営とリスク管理

- 施設の稼働率・収支状況、事業の実施 状況等はどうか。
- 継続的・安定的な運営を確保できるか
- ○今後の方向性等をどうするか

現場の労働環境

- 効率化の推進が適正な労働環境の もとに行われているか
- 企業・区の社会的責任は果たせているか

労働環境モニタリング

経営財務モニタリング

【目的】

施設の経営状況の改善、本来目的達成のための事業展開のあり方等の確認

【内容】

現地視察、財務分析、経営アドバイス、 利用者の声を踏まえた評価

【目的】

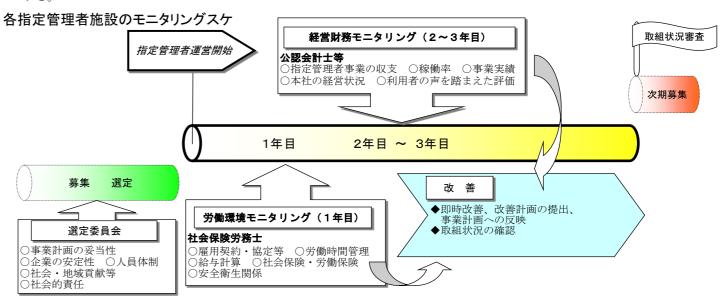
適正な労働環境の確認

【内容】

現地調査、書類確認、従業員面接

3 労働環境・経営財務モニタリングのスケジュール

指定1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定2~3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。なお、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとに実施する。



各指定管理者施設のモニタリングスケジュール

労働:労働環境モニタリング 経営・経営 財務エニタリング

								រាំ	栓呂:栓呂	は財務モニ	-ダリンク
年度 施設名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
内幸町ホール			労働	経営				労働	経営		
千代田万世会館				労働	経営				労働	経営	
いきいきプラザー番町				労働	経営				労働		労働
岩本町ほほえみプラザ		労働		経営			労働	経営			
スポーツセンター	労働	経営			労働	経営				労働	経営
九段生涯学習館	労働	経営			労働	経営				労働	経営
図書館(千代田・四番町・昌平まち かど・神田まちかど)・日比谷図書文 化館	経営				労働	経営				労働	経営
障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザちよだ)		経営			労働		経営			労働	経営
障害者福祉センター (えみふる)			労働	経営				労働		経営	
富士見わんぱくひろば(※)		労働					労働				
高齢者総合サポートセンター (かがやきプラザ)				労働	経営				労働	経営	

※富士見わんぱくひろばの指定管理業務は、富士見みらい館のPFI事業に含まれている。PFI事業については、公認会計士の監査を経た財務の状況の報告書を提出させ、事業全体として収支状況等の確認を行っているため、富士見わんぱくひろば単独での経営・財務モニタリングは実施しない。

令和3年度 千代田万世会館 労働環境モニタリング

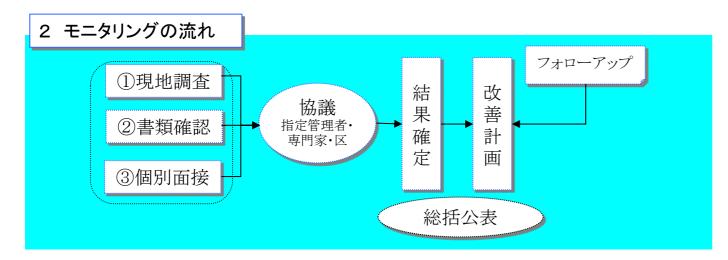
1 労働環境モニタリングの概要

○対象:千代田万世会館

○方法:社会保険労務士による現地確認、書類審査、規程監査、事務担当者面接、

従業員面接

○実施時期:令和4年1月28日~3月25日



3 モニタリングの視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態等 職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性 労働時間、休暇、賃金等の管理、36協定をはじめ労使協定は適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生 就業規則の整備、健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は 適正か。
- (4) 外国人労働者・障害者等関係 外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態等

- ○就業規則はほぼ適正に定められており、社員には備え付け場所も周知されている。 一部運用実態と異なる規定もあったが4月改正の予定である。
- ○法定帳簿等は主にシステム上で管理され適正に整備されている。
- ○労働条件通知書は確実に書面交付され適正になされている。パートタイム労働者の 雇用契約書への労働条件の記載内容に一部曖昧な部分が見受けられたが、この点 については対応方法を検討していく意向が示された。
- ○労働時間管理について、日ごとに15分単位での管理を行っていたが、4月からは実数での管理に改める予定である。

(2) 職員の身分の安定性

- ○労働保険及び社会保険手続きは本社で一括管理し、適正になされている。
- ○当事業所においては、該当者がおらず育児休業等の取得事例はないが、例えば、 産前休業前からの短時間勤務を認めてほしいとの従業員からの要望を踏まえて、 短時間正社員の区分を新設規定するなど、全社的に、職員に配慮した労務管理 を行っている。
- ○年次有給休暇は、希望を個別に確認して確実な取得を促すなど、全社的な取組みを行っている。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

- ○長時間労働や過度な業務量が求められるような実態はなく、職員間のコミュニケー ションもよく図れている様子が窺えた。
- ○本社では、安全衛生委員会を開催し、職員の労働環境等について審議を行っている。ストレスチェックも全職員に対して実施し、職員の早期発見につなげるなど、 快適な職場環境の整備と職員の健康管理に努めている。
- ○各種ハラスメントの未然防止の観点から、本社主導で社内研修を積極的に開催しており、相談しやすい体制整備を行うなど、快適な職場環境の整備に努めている。

(4) 外国人労働者・障害者等関係

- ○当事業所においては、外国人及び障害者の雇用はない。
- ○全社的に長期雇用によって培われた専門的なスキルを保有する人材を大切にして おり、実際に働く従業員の納得感、満足度も高いことが窺えた。

5 モニタリング結果の活用

- ○労働時間管理を実数に改めることについて、4月以降報告を求めるとともに、モニタリング結果を区ホームページ上で公表する。
- ○今後も、定期的に労働環境モニタリングを実施し、適正な労働環境を確保することで、 労働者の勤労意欲及び区民サービスの質の向上を図っていく。

令和3年度 千代田区立内幸町ホール 経営財務モニタリング

1 経営・財務モニタリングの概要

〇対象: 千代田区立内幸町ホール

○方法: 指定管理者の自己評価及び指定管理者制度第三者評価 を行っている事業者による資料確認・現地訪問調査・指定 管理者へのヒアリングに基づく経営・財務分析

〇視点:財務状況、経営状況、課題及び改善点

3 経営・財務分析

(1)施設利用状況

①ホールの利用実績

令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、利用者自ら利用を控えるための予約のキャンセルが多数発生しました。緊急事態宣言発出により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館や夜間の利用休止、客席数の制限を実施し、利用率・稼働率ともに、これまでの実績を大きく下回っています。

		休館日数・	Bi	単位の利用領	ミ績	利用	区分別の利用実績		
	年間日数	メンテナン ス日数	利用可能 日数	実利用日数	利用率	利用可能 区分数	実利用 区分数	利用率	
令和2年度	365	109	256	127	49.61%	761	276	36.27%	
令和元年度	366	18	348	318	91.38%	1,012	831	82.11%	
平成30年度	365	30	335	328	97.91%	979	854	87.23%	

②利用目的別件数

188席の小規模なホールのため、利用目的はホールの特性に沿った落語や朗読が多い傾向があります。さらに地域性に配慮したシャンソンのコンクールを継続的に実施してきた成果として音楽の利用件数も高くなっています。

	演劇	音楽	舞踊	落語	朗読	その他	合計
令和2年度	0	68	0	38	6	20	132
令和元年度	22	154	35	112	41	53	417
平成30年度	26	197	15	102	32	47	419

(2)施設の収支状況(令和2年度)

2)	施設の収支状况(令	和 2 年度)			(単位:千円)		
	項目	金額			項目	金額		
	指定管理料	29, 742			人件費	18, 106		
	利用料金	14, 116			役務費	957		
	主催事業	566		施	事業費	1, 957		
収	その他	1, 514		設	一般管理費	2, 750		
	小 計	45, 938		運	運	運	共用部分管理費	1, 269
入	コロナ損失補填金	18, 981	支	営	委託費	23, 047		
	雇用調整助成金	1, 085	ш	管	光熱水費	11, 674		
	合 計	66, 004		理費	消耗品費	702		
	(3)コロナ損失補填金り	+ 今 和		貝	諸経費	858		
	タコロブ損失補填並は下相 2年度のみです。				修繕費	1, 670		
					消費税	2, 956		
					合 計	65, 946		
					収 支	58		

2 モニタリングの流れ 公認会計士等 結果確定 即時改善 事 決 •事業収支 現地調査 協議 業 •事業経営 指定管理者• 開 専門家•区 企業経営 事業計画反映 書類確認 始 算 公表

4 提言・アドバイス(事業の改善策)

(1) 運営業務

- ・千代田区文化芸術プランや業務水準書の求める内容を理解し、適切な管理運営を実施しています。継続的に運営してきた成果として職員は、多くの知見や演出のアイデアを有しています。若手職員に継承していくためにも、年度研修計画には対象や目的を記載し体系的な表記にすると良いでしょう。
- ・施設の構造と施設周辺の環境のために、1階入口周辺が死角となります。定期巡回にあたっていますが、夜間等対応に限界があります。施設の管理という観点に加え、街の安全安心という観点からも防犯カメラがあるとさらにより良いでしょう。
- ・継続運営している事業は、実施回数(例:第12回)を明示することで、文化芸術活動振興の継続的取組みがわかりやすく伝わるでしょう。
- ・新型コロナウイルス感染症流行の今後が不透明なため、明確な方向性が提示できない現状があります。状況に合わせた迅速で柔軟性のある対応の準備が必要です。

(2) 財務状況

- ・施設と本社指定管理施設所管部門、本社管理部とで収支関連情報を共有し、連携してPDCAサイクルを回し、良好な収支管理を行っています。
- ・本社役員と経営幹部がメンバーのオンラインによる月次報告会で、新型コロナウイルス感染症の影響による収支の悪化 に対する改善活動について厳しいフォローがあり、施設、本社指定管理施設所管部門、本社管理部が連携して収支の悪化 を最低限におさえることができています。
- 今後も継続運営により蓄積したノウハウや経験をいかした適切な収支管理を期待します。

(3)利用者サービスの向上

- ・当施設は地下のため、方向感覚に迷いが生じがちです。避難経路図の掲示はありましたが、各楽屋内にも掲示するとより良いでしょう。
- ・新型コロナウイルス感染症流行に伴うネット配信への対応を迅速に行っていますが、今後もその需要の動向に注視し、 機材や技術の提供の改善が課題です。
- ・主催事業は、公演やイベントに限らず、利用者ニーズに対応するための修繕や機器の導入、広報活性化のために看板を 作成する等の取り組み方もあります。

参考資料

令和3年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名 千代田万世会館	所在地	千代田区外神田一丁目1番7号
--------------	-----	----------------

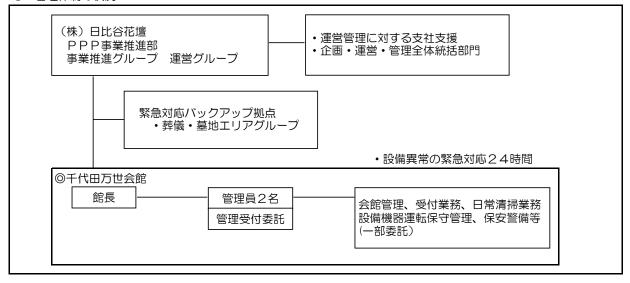
1 指定管理者の概要

名 称	株式会社日比谷花壇	代表者	代表取締役 宮島 浩彰
所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号		
指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日	報告期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	区民に葬儀および法要の場を提供し、区民福祉の増進を図る。
管理業務の内容	・千代田万世会館の施設の利用承認等に関する業務・会館の保守及び維持管理に関する業務・会館の運営に関する業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 利用実績

	①葬儀利用	②遺体保管用冷蔵庫	③会議・法要利用
令和3年度		※は1日2遺体利用とした延べ日数	※は休館日を除いた日数
(A)利用可能日数※	357⊟	730⊟	357⊟
利用件数	72件	56件	2件
(B)利用日数	127日	234⊟	2日
利用率(B)/(A)	35.6%	32.1%	0.6%

※休館日:令和3年度は年始(1月1日・2日)及び奇数月最終友引日等の合計8日

【参考】過去3年間の実績	①葬儀利用 (②遺体保管用冷蔵庫		③会議・法要利用
令和2年度	58件	107日	49件	199⊟	6件
令和元年度	81件	144⊟	61件	274⊟	22件
平成30年度	91件	154⊟	51件	248日	32件

イ 施設等の維持管理業務

- ・建物、設備保守管理 ・施設清掃業務(害虫駆除含む) ・消防設備等保守
- 警備業務 音響設備保守 等

5 収支の状況

収	λ	3	支 出
指定管理料	22,385,000円	人件費	10,013,946円
利用料金	6,195,100円	維持管理費	14,062,587円
その他(自動販売機売上収入)	38,485円	運営費	3,272,297円
新型コロナウイルス感染症 拡大に伴う損失補填	2,620,416円	_	-
合計 (①)	31,239,001円	合計(2)	27,348,830円
収支差額(①一②)	3,890,171円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して ・利用者の安全、安心を第一に考慮した1年であった。 空気清浄機や受付用パーテーション、非接触型体温機器 等を引き続き設置し、コロナ禍においても安心して利用 いただけるよう努め、利用者の「声」や「要望」をしっかりと把握し、それらに対して真摯に取り組むことができた。

- ・利用者(葬儀社)から苦情のあった、音響ラインの不備について、その原因を専門業者に相談し、簡易ながらも解決することができ、利用者にも概ね満足いただけた。利用者の「声」を蔑ろにせず、真摯に向き合い解決、改善に取り組んだ結果である。
- ・自主事業として、コロナ禍ではあったが、万全なコロナ対策(手指消毒、マスク着用、検温、人数制限、ソーシャルディスタンスの確保)を講じたうえで、①区民葬儀説明会と葬儀社を舞台とした感動映画の上映会②フラワーアレンジメント講座を開催した。いずれも多数の方のご参加があり、高い評価を得られたとともに、来館いただけるきっかけ作りによる施設認知度の向上にもつながった。

収支に関して

- ・収入実績は、計画対比91.4%という結果となり、コロナ 禍の影響を受けながらも若干の回復傾向を見せた。
- ・葬儀件数は72件、前年と比較すると14件の増加、前年対比124%となった。
- ・付帯設備(遺体安置用冷蔵庫)の利用件数は56件、利用日数は234日、前年対比115.9%である。
- ・会議、法要は2件の利用となり、前年対比33%となった
- ・葬儀に関しては前年と比較すると件数も増加しており、施設利用の回復が見られた。一方で、コロナ禍の影響による葬儀の小規模化で単価は大幅に減少しており、以前からのダウントレンドと相まって、今後も減少傾向になると予測される。付帯設備の利用については、前年と比較すると増加となったが、利用日数や利用回数に規則性を見出すことは困難であり、利用実績の増加には、利用者の認知度を拡大していくことが最も確実な方法と言える。会議、法要についてはコロナ禍の影響でリモート会議や法要の自粛などが定着してきた結果であり、今後も利用は減少していくと思われる。
- ・支出は、計画対比95.6%とという結果であった。経費の 削減努力はもちろんのこと、コロナ禍の影響による施設利用 の減少に伴う消耗品等の購入が減少したこともその一因であ る。

7 区による評価・業務改善要求

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用者が安心して施設を利用できる環境整備や自主事業による万世会館 周知に努めており、高く評価できる。施設管理においては、設備保守点検による不具合の早期発見や計画的な修繕の 実施により安全性が確保されているほか、会館利用者等の意見に迅速に対応している。

8 今後の指定管理に区が期待すること

葬儀規模は、今後も縮小傾向となっていくことが想定される。万世会館は中・小規模葬儀に適している施設であることをアピールするとともに、これまでの運営ノウハウを活かした利用者サービスの提供を引き続き期待する。

令和3年度 指定管理施設に係る事業報告概要

参考資料

施設名 千代田区立内幸町ホール	所在地	千代田区内幸町1-5-1
-----------------	-----	--------------

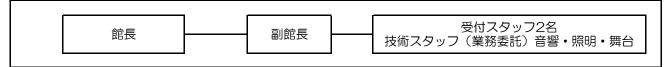
1 指定管理者の概要

名 称	株式会社コンベンションリンケージ	代表者	平位 博昭
所在地	東京都千代田区三番町2 三番町KSビル		
指定期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日	報告期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	千代田区の文化芸術の振興を図り、区民(区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。)が演劇・音楽等の文化芸術活動を実践することができる場の提供、文化芸術活動を行う団体等の育成及び区民が文化芸術を享受することができる機会の提供を図ること、その他区民の利用に供することを目的とする。
管理業務 の内容	(1)ホール施設及び付帯設備(以下「ホール等」という。)の利用承認等に関すること (2)演劇・音楽等の公演その他の催し物に関すること (3)区民の自主的な文化芸術活動意識の醸成に関すること (4)文化芸術活動を行う区内の団体等の支援及び育成に関すること (5)ホール等の保守点検および施設設備の維持管理に関すること (6)その他ホールの目的を達成するために必要な事業

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア ホール利用実績

		休館日数・		単位の利用乳	実績	利用口	区分別の利用	用実績
	年間日数メンス		利用可能 日数	実利用日数	利用率	利用可能 区分数	実利用 区分数	利用率
令和3年度	365	60	305	225	73.77%	906	537	59.27%
令和2年度	365	109	256	127	49.61%	761	276	36.27%
令和元年度	366	18	348	318	91.38%	1,012	831	82.11%

[※]令和2,3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館や夜間の利用休止、客席数の制限を実施した。

イ 利用目的別件数

	演劇	音楽	舞踊	落語	朗読	その他	合計
令和3年度	16	124	11	50	10	32	243
令和2年度	0	68	0	38	6	20	132
令和元年度	22	154	35	112	41	53	417

ウ ホール主催事業

6演目実施(落語1回、音楽3回、体験教室1回、その他1回)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2演目中止(朗読1回、オペラ1回)

エ ホール共催事業

内幸町ホール文化祭(7日間:13団体)

オ 施設等の維持管理業務

- ・建物、設備保守管理(害虫駆除を含む)・施設清掃業務 ・警備業務 ・ピアノ、音響、照明、舞台保守点検
- ・防火防災管理点検 ・防火対象物点検 ・消防設備点検 ・防火設備点検 ・避難訓練 ・水防訓練

5 収支の状況

収	λ	支	出	
指定管理料	29,416,000円	人件費		19,293,580円
利用料金	19,972,150円	光熱水費		13,028,621円
主催事業	458,102円	事業費		3,281,492円
損失費用補填額	14,189,941円	施設運営維持管理費		39,300,806円
その他	11,235,788円	合計(②)		74,904,499円
合計 (①)	75,271,981円			
収支差額(①一②)	367,482円			

【参考】令和2年度指定管理料 29,742,000円

6 指定管理者による自己評価

	C) (I)C) (IC) II C	
緊急事態宣言発出やまん延夜間の利用休止等を実施し 原間の利用休止等を実施し 所管課と緊密な連携をとり 策の周知を丁寧に行った紀 いただいた。 また、検温器・アルコー 症対策啓発ポスターの掲示 るよう努めた。更に令和3 認証を受けており、館内の 総じて感染症対策に努め 昨年度の2倍近く増加した	ウイルス感染症の影響が続いており、 医防止等重点措置適用に伴う臨時休館や した。こうした状況下においても、常に のながらガイドラインの説明、感染症対 法果、利用者からの苦情もなくご理解を ール消毒液の設置や施設内の消毒、感染 示などを行い、安心してご利用いただけ は年10月から「千代田区新しい日常店」 OCo2濃度を計測、記録した。 のながらの1年であったが、利用件数が のは良い兆しであり、ホールの感染症 に大変満足していただいたものと評価し	収入面では、新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館や夜間の利用休止、客席数の制限などを実施した結果、会場利用料収入や付帯設備料収入は予算より大きく落ち込んだが、昨年度と比較すると利用が戻ってきており、利用料収入は前年比2.4倍となった。ただ、コロナ禍前の状況と比較すると6割弱の収入となっている。こうした減収分に対しては区から損失補填を受け、ホールの管理運営を継続することができた。 支出面では、利用制限により、光熱水費、事業費、施設運営維持管理費が予算より1~2割減少した。 今後も新型コロナウイルス感染症への対応は続くが、引き続き効率的かつ安全な運営に努め、コストパフォーマンスに配慮した運営を心がける。

収支に関して

ている。 今後とも区民の文化力の底上げを図るとともに、どんな小さな 利用においても「感動」を提供できるよう努めたい。

サービス提供に関して

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館や夜間の利用休止、客席数の制限を実施したが、少しずつ利用回復の兆しも見えており、昨年度より利用件数が倍近く増えたことは評価できる。これは利用者への周知の成果ともいえ、キャンセル対応や感染症対策のみならず、ホールの運営のために工夫を凝らし、非常に尽力していることが伺える。また、ホールの主催事業では、桃月庵白酒独演会やシャンソンコンクールなど、若手へ活動の場を支援しつつも独自性のある事業を実施しており、コロナ禍においても区民に文化芸術に親しむ機会を提供していることが評価できる。

8 今後の指定管理に区が期待すること

7 区による評価・業務改善要求

新型コロナウイルス感染症の影響が引き続く中ではあるが、今後も利用者が安心して利用できるよう感染症対策を講じ、従 前の実施内容に捉われない新たなジャンルの事業や、これまでのノウハウを活かした質の高い利用者サービスの提供を求め る。

令和3年度 指定管理施設に係る事業報告概要

参考資料

施設名	千代田区立図書館 (千代田図書館、日比谷図書文化 館、四番町図書館、昌平まちかど図 書館、神田まちかど図書館)	所在地	【千代田】千代田区九段南1-2-1 【日比谷】千代田区日比谷公園1-4 【四番町】千代田区三番町14-7 【昌平まちかど】千代田区外神田3-4-7 【神田まちかど】千代田区神田司町2-16
-----	--	-----	--

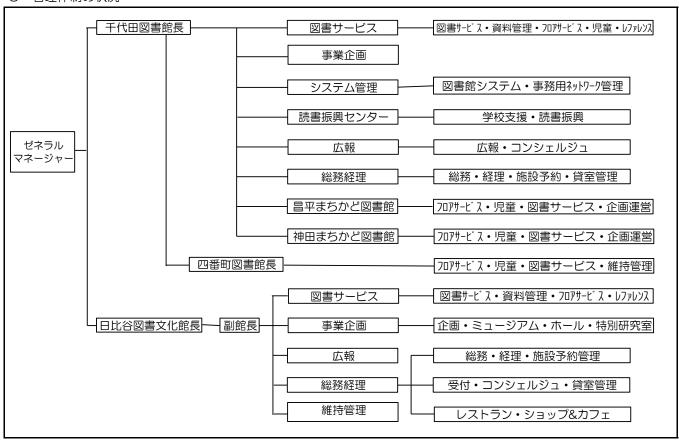
1 指定管理者の概要

名 称	千代田ルネッサンスグループ	代表者	(株)小学館集英社プロダクション 代表取締役 都築 伸一郎 [構成企業] (株)ヴィアックス 代表取締役 小川 巧次 (株)図書館流通センター 代表取締役 細川 博史 サントリーパ プ リシティサービ ス(株) 代表取締役 間野 文祥 (株)シェアード・ビジョン 代表取締役 菅谷 彰 大星ビル管理(株) 代表取締役 寺島 剛紀
所在地	千代田区神田神保町2-30	田区神田神保町2-30	
指定期間	平成29年4月1日~令和4年3月31日	月31日 報告期間 令和3年4月1日~令和4年3月31日	

2 管理施設の概要

施設の目的	区立図書館の伝統と新しい行政に取り組む千代田区の特色を生かし、文化情報資源の総合センターとしての役割を担い、基本的な図書館サービスの拡充や区民の生涯学習に資する。
管理業務の内容	(1) 図書館の利用に関する業務 (2) 図書館の事業の実施に関する業務 (3) その他、館の運営に関し必要と認める業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等

(1)来館者数

	千代田図書館	日比谷図書文化館	四番町図書館	昌平まちかど図書館	神田まちかど図書館
令和3年度	212,741人	286,050人	116,174人	46,535人	69,058人
令和2年度	204,121人	249,202人	115,533人	45,095人	65,307人
令和元年度	567,791人	702,565人	209,955人	88,896人	154,066人

(2)図書館業務(令和3年度)

	U + /2/				
施設名	登録者数	蔵書数	貸出数(団体貸出を含む)	レファレンス受付件数	データベース利用件数
千代田図書館	17,954人	214,437点	212,616点	4,721件	3,673件
日比谷図書文化館	16,526人	227,354点	115,448点	1,554件	1,466件
四番町図書館	5,826人	91,262点	194,711点	650件	O件
昌平まちかど図書館	2,090人	29,670点	53,264点	_	_
神田まちかど図書館	3,488人	28,696点	102,217点	_	_

5 収支の状況

収	入	支	支 出
指定管理料(図書館事業運営)	797,074,000円	人件費	530,291,727円
指定管理料(学校図書館等司書派遣)	60,627,000円	資料費	83,620,029円
研修室、会議室、ホール使用料	13,209,493円	システム運営費	2,399,608円
レストラン・ショップ&カフェ販売料等	32,407,771円	広報費	14,934,467円
日比谷カレッジ受講料	2,098,710円	一般運営費	46,333,684円
特別研究席利用料・日比谷ラボラトリー売上	785,700円	維持管理費	149,831,730円
特別展示室入場料	1,665,000円	一般管理費	20,370,370円
コピーサービス利用料等	1,926,210円	事業費	123,213,402円
損失費用補填額	60,713,537円	合計 (②)	970,995,017円
合計 (①)	970,507,421円		
収支差額(①一②)	-487,596円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症による社会情勢に左右される結果となった。

コロナ禍での運営は、政府や都の方針を背景とした区の方針に基づき、その都度利用者への告知、使用できる座席数の変更、アクリル板設置、新たな動線の確保、検温・消毒のお願いと体制づくり、掲示物の変更など多くの作業が必要とされたが、所管課の的確な指示と情報共有により、令和3年度も無事に運営できたと認識している。

こうした運営状況の中で、入館者数、新規登録者数、 資料貸出数といった基本的な数値は、すべて令和2年度 を上回る結果となった。広報や情報の発信、企画事業等 に関しても、目標値をおおむね達成できたといえる。ま だ令和元年度の数値には遠いものの、所管課と情報共有 を密にしながら、平常時レベルへと移行する準備を整え ている。

また、コロナ禍により高まった電子図書館へのニーズは、令和2年度から継続して高まっており、対面不要の郵送貸出件数も増加した。

引き続き電子書籍の蔵書拡大を行い、出版の街である 千代田区の特性を活かして、出版社や取次との連携を深め、最新の情報を入手するとともに、電子書籍の利点を 活かした活用や、普及に繋がる活動を継続する。

収支に関して

資料費の損失及び事業費のうち特別展示事業費の損失は区からの損失補填の対象とならないため、収支差額はマイナスとなった。

【収入】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、57日間の臨時休館、イベントの中止、貸施設の夜間枠の中止を含む時間短縮や閲覧席数の削減(5割~7割)などを行ったが、予算に対する売上が令和2年度には2~3割程度に落ち込んだことに対し、令和3年度は貸室は4割強、レストラン・ショップ&カフェは4割弱、日比谷カレッジ等の講座は4割弱まで売り上げを回復させることができた。

令和3年度も、休館や時短営業等の補填として、区からの 損失費用補填を受けた。

【支出】

一般運営費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施したため、予算比2割近く増加した。

資料費では、四番町図書館と、両まちかど図書館の資料の新規購入や汚破損等による買換えを優先して行った。また、コロナ禍でWeb図書館の利用件数が増えたため、デジタルコンテンツの充実を図った。日比谷図書文化館では、データベースの更新と資料の買換えを重占的に行った

ベースの更新と資料の買換えを重点的に行った。 事業費は、売上減に伴う原価の減少により、予算比1割強の削減となった。

7 区による評価・業務改善要求

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で従来のサービス提供が困難な状況であったが、入館者数 などの基本的な数値が2年度を上回る結果となったことは評価できる。また、コロナ禍ということもあり、利用者からのご意見、苦情等に対して難しい対応が求められる中、しっかりとした対応がなされている。 今後は、図書館5館及び運営企業間の更なる連携のため、図書館幹部会の場を活用して情報共有を図るなど、一体的

な運営体制の強化を要望する。

8 今後の指定管理に区が期待すること

減少している収入をコロナ禍以前の水準まで回復させるには時間がかかるかもしれないが、厳しい状況の中でも、収 入を確保する努力をお願いしたい。

また、図書館サービスの向上はもとより、施設管理においても、設備保守点検による不具合の早期発見や計画的な修繕の実施など、適切な利用環境の整備に努めていただきたい。

令和3年度 指定管理施設に係る事業報告概要

参考資料

施設名 千代田区立九段生涯学習館	所在地	千代田区九段南1-5-10
-------------------	-----	---------------

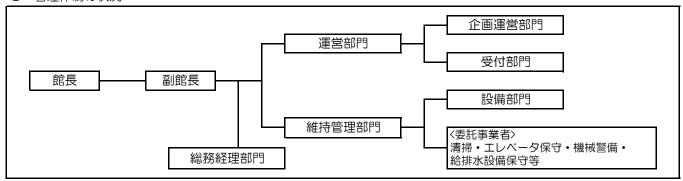
1 指定管理者の概要

名 称	ミズノグループ		
代表団体	美津濃株式会社	代表者	代表取締役 水野 明人
所在地	大阪市中央区北浜4丁目1番23号		
構成団体1	株式会社小学館集英社プロダクション	代表者	代表取締役社長 都築 伸一郎
所在地	千代田区神田神保町2丁目30番地		
構成団体2	大星ビル管理株式会社	代表者	代表取締役 寺島 剛紀
所在地	文京区小石川4丁目22番2号		
指定期間	平成29年4月1日~令和4年3月31日	報告期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	区民(区に住み、働き、学ぶ全ての人々をいう。以下同じ)の生涯学習の振興を図ることを目的とし、 生涯学習活動を実践できる場の提供及び支援に関する事業を行う
管理業務の内容	(1)生涯学習館の施設の利用承認に関すること。 (2)生涯学習関係団体の育成及び連携に関すること。 (3)生涯学習の指導及び助言に関すること。 (4)生涯学習活動の普及及び推進に関すること。 (5)施設の保守及び維持管理に関すること。 (6)その他館の事業及び管理運営に関し必要な業務。

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア施設利用

	10 CO						
	年度	総数	区民一般団体利用件数	事業利用件数			
	3	5,407	5,114	293			
	2	5,149	4,941	208			
ĺ	元	7,956	7,577	379			

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館等(令和3年度)

- ・臨時休館:令和3年4月25日~令和3年6月20日
- ・時間短縮(窓口受付事務9時から19時まで、夜間の施設貸し出し利用休止) 令和3年4月12日~令和3年4月24日、令和3年6月21日~令和3年6月30日
- ・時間短縮(窓口受付事務9時から20時まで、夜間の施設貸し出し時間短縮) 令和3年7月1日~令和3年9月30日

イ 主催事業

区民自主企画運営講座(8講座 ※うち1講座中止)、生涯学習教養講座(4講座)、人材バンク活用講座 (7講座)、講師派遣(41団体 ※うち1団体中止)、児童生徒余暇事業(3講座)、家庭教育学級(4講座 8回)、子ども自然教室、九段LLカフェ(3講座)、異世代交流事業(1講座)、区内生涯学習交流事業 (九段フェス2022)、生涯学習ガイドブック(2,000部)、講座講習会バウチャー制度(393件) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

ウ 施設等の維持管理業務

・建物、設備保守管理 ・施設清掃業務(害虫駆除含む) ・警備業務

5 収支の状況

収	λ	3	₹ 出
指定管理料収入	87,883,940円	人件費	53,566,184円
施設利用料金収入	5,319,025円	委託費	11,066,280円
個別指定事業収入	1,544,450円	事業運営費	31,637,230円
独自事業収入	326,420円		
その他収入	347,295円		
合計(①)	95,421,130円	合計(②)	96,269,694円
収支差額(①一②)	-848,564円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響による長期休館や貸館時間の短縮など、利用者の皆様に様々なご不便とご心配をおかけした1年となった。一方、オンラインの活用や感染対策をしっかりと講じることで、計画した講座事業はほぼ実施することが出来た。特に、発表形式での実施を2年間見送っていた「九段フェス」は、オンライン(YouTube配信)にて再開し、参加者をはじめ視聴者、職員全員が一丸となり、コロナ禍でも明るい兆しを感じられる大変有意義なイベトになった。活動を自粛しているサークルも多いが、正しく恐れて適切に行動しているとが少しずつ身についてきているを感じられる。また、コロナ禍での新たな活動方法を模団体も見受けられる。施設として既存のサービスを続けるに対でなく、日々変化する新しい学びの形やサークル活動支援に対応していけるようより一層の努力を行いたい。	収支においてもコロナウイルスの影響を大きく受けた1年となった。収入においては、休館や時短開館による大幅な施設利用料の減少の他、事業費収入も定員を削減して実施した為に大幅に減少した。支出においては昨年度に続き、講座の事業のスケジュール調整等を多く行った為、人件費が予算を超えることになった。 先行きが見通しづらい状況下で、減少する収入と超過する経費と削減可能な経費を見極めつつ、さらにサービスを低下させずに運用していくのは大変難しく、支出が収入を上回る結果となった。 今後においてもコロナウイルスの影響の他、物価や光熱費の高騰など様々な要因を考慮しつつ、適切な予算管理を行っていきたい。

7 区による評価・業務改善要求

講座運営は、「家庭教育学級」等の比較的若い世代を対象とした講座を中心にオンライン講座の実施数が増えた他、「九段フェス」をYouTube配信するなど、利用者のニーズや社会情勢に対応した柔軟な運営がなされている。また、多くの講座で定員を上回る申し込みがあり、高い企画力で魅力的な講座が提供されている。

利用者懇談会では、スタッフ対応の評価が高い一方で、施設の貸出備品に関する要望が出されたため、利用者の声を伺いながら計画的な対応を求める。

8 今後の指定管理に区が期待すること

今後も生涯学習活動のツールとしてICTの活用が拡大することが予想されるため、メディア情報リテラシーを身に付ける学習機会の提供や、馴染みが薄い高齢者等への支援が充実することを期待する。

令和3年度 指定管理施設に係る事業報告概要

参考資料

施設名 千代田区立スポーツセンター	所在地	千代田区内神田2-1-8
-------------------	-----	--------------

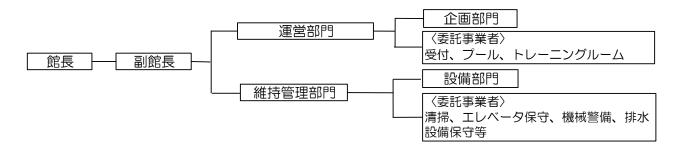
1 指定管理者の概要

名称	ミズノグループ				
構成団体1	美津濃株式会社 代表 者 代表取締役 水野 明人				
所在地	大阪市中央区北浜4丁目1番23号				
構成団体2	株式会社小学館集英社プロダクション 代表者 代表取締役社長 都築 伸一郎				
所在地	千代田区神田神保町2丁目30番地				
構成団体 3	大星ビル管理株式会社	代表者	代表取締役 寺島 剛紀		
所在地	文京区小石川4丁目22番2号	_			
指定期間	平成29年4月1日~令和4年3月31日	報告期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日		

2 管理施設の概要

施設の目的	区民(区に住み、働き、学ぶすべての人を言う。以下同じ)の生涯スポーツ及び生涯学習の振興を図ることを目的とし、生涯スポーツ及び生涯学習活動を実践できる場の提供及び支援に関する事業を行う。
管理業務の内容	(1)センターの施設の利用承認に関すること。 (2)生涯スポーツ関係団体及び生涯学習関係団体の育成及び連携に関すること。 (3)生涯スポーツの指導及び助言に関すること。 (4)生涯スポーツの適正並びに健康及び体力の維持、増進等に係る相談に関すること。 (5)生涯スポーツ活動及び生涯学習活動の普及、推進に関すること。 (6)施設の保守及び維持管理に関すること。 (7)その他館の事業及び管理運営に関し必要な業務。

3 管理体制の状況



4 事業実績等

(1)スポーツ施設

	F度 施設	総数	主競技場	剣道場	柔道場	卓球場	弓道場	相撲場	トレーニング ルーム	プール	コ゚ルフ レンジ	多目的室	集会室	見学者
Ī	3年	142,667	30,389	9,640	9,435	11,456	12,580	471	25,962	27,405	4,177	4,572	6,357	223
ſ	2年	116,393	24,545	5,469	4,389	12,278	11,861	292	18,112	24,420	4,148	4,655	6,094	130
Ī	元年	289,061	69,316	17,263	15,051	22,653	19,801	1,456	62,483	52,734	4,311	9,923	13,543	527

(2) 生涯学習施設(スポーツセンター7.8階)

年度	総数	区民•一般団体利用件数	事業利用団体
3	1906	1791	115
2	1721	1712	9
元	3227	3103	124

主催事業

スポーツ教室: エアロビクス教室、リズムシェイプアップ&チビッコ体操教室、ちよだキッズスポーツ塾

運動会必勝塾(かけっこ教室)、苦手克服教室(マット&鉄棒&跳び箱)、短期水泳教室(苦手克服・スキルアップ)

※アクアビクス教室、運動会必勝塾(走り方教室)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止

週間プログラム: リズムエクササイズ $\mathbb{I} \otimes \mathbb{I}$ 、かんたんストレッチ、かんたんピラティス、ボディシェイプアップ、

ヘルシー体操、はつらつ体操、リフレッシュ体操、水中エクササイズ

短期教室: やさしいヨガ、はじめてのピラティス、はじめてのバレエエクササイズ、バレトン、たのしくフラダンス、

たのしくジャズダンス、キッズダンス(幼児クラス、小学生クラス)、

※卓球教室(入門・初心者クラス、中級クラス)、成人水泳教室、親子水泳教室、小学生水泳教室は

新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止

スタジオプログラ ヨガブレイク、ベリーダンスエクササイズII、ズンバSP、ヨガフィット、バレトン&ズンバ、

バレトンSP、キックボクシングエクササイズ、モーニングピラティス、ステップエクササイズ、

姿勢改善ピラティス、ソフトモーニングヨガ、モーニングヨガ、バラエティダンスフィット、

かんたんエアロビクス

※ベリーダンスエクササイズ I、ナイトヨガ、特別レッスンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止

プールプログラム 4泳法(基礎・中級・上級)

※他プログラムは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止

スタディプログラ マイケル先生と楽しい英会話(初級&初中級&中級&上級)、知子先生と楽しむ英会話(初級)

意外と楽しい中国語、カラダリセット、かんたん本格スイーツクッキング、ハッピーハンドメイド

※マイケル先生と楽しい英会話(初級&初中級&中級&上級)ついては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため

<u>一部中止</u>

収	λ	:	支出
指定管理料	138,599,000円		53,920,494円
利用料収入	31,937,135円	維持管理費	158,119,077円
事業収入	27,918,200円	事業運営費	20,568,764円
その他の収入	5,707,096円	その他の支出	20,705,227円
R3.4月~R4.3月売上補填	46,962,650円		<u> </u>
合計 (①)	251,124,081円	合計 (2)	253,313,562円
収支差額(①一②)	-2,189,481円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して

・本年も引き続きコロナウイルス感染拡大防止対策を重視した利用者サービスを心がけて、利用制限、人数制限などの制約の多い運営となった。10月からは基本的なコロナ対策として入館時の検温と手指消毒の徹底を行いながらも、徐々に制限を緩和し1月から通常営業に戻ったが、さらに続くコロナ禍での運営は今年度も集客に大きな影響を及ぼした。利用者数は、ピーク時(H30年度)に比べ47%(142,667人/304,496人)と半分を割り込み、団体利用件数は、ピーク時に比べ75%

(4,527件/6,035件)と減少した。大会の中止なども 重なり団体利用人数はピーク時の48%(67,261人) 140,160人)となった。施設貸し出しでは、一般利用者の予約取消・変更だけでなく、区や体育協会の事業変 更に伴う取消や変更も度重なり、変更後の予約重複等が 生じないよう、通常にも増して注意を要する対応が求め られた。プログラム実施にあたっては、感染防止を意識 しできる限りスタジオを避け、大きな部屋に変更する等 感染防止を優先した対応を心がけた。また、各競技の個 人開放もマスク着用のお願いやマスク未着用時の会話の制限など、個人開放指導員の対応にも負担がかかる1年 となった。休会中のすぽすた会員へは復帰を促すハガキ の送付、減少した会員の入会募集は、2週間お試しキャ ンペーンなどを行うも大きな成果は得られなかった。し かし昨年度から本格的に導入したトレーニングルームで のパーソナルトレーニングは徐々に定着しつつあり、高 齢者の健康維持管理に貢献している。尚、7・8月は東京 五輪バレーボール練習会場として施設を貸し出したため -部一般の利用が制限された。

収支に関して

・収入合計は、前年度比109.6%(17,890,543円増)となった。補填(46,962,650円)を含む収入は予算比93%(18,158,919円減)となり、予定通りの収益を上げることは出来なかった。指定管理料を除いた運営収入では前年に比べて112.9%(12,911,981円増)の増収となったが、ピーク時(H30年)に比べると50%(65,355,973円減)となり利用収入での収益構造が大きく崩れてしまったと言える。団体利用を中心とした施設利用収入は、利用者が減少したとはいえ予算比73%(11,997,865円減)と押さえられたが、個人利用が柱の個別指定事業収入では予算比41%

(27,500,300円減)と大幅に減収となり、ビジネスマンを多く抱える千代田区特有の利用者構成が個人利用減の大きな要因となっている。また、テレワークなどの働き方の変化によって回復にも時間を要する状況が感じられる。

- ・コロナ感染症に係る損害・損失負担金として、R3.4月分~ R4.3月分で¥46,962,650 を計上した。
- ・支出合計は、前年度比94%(15,969,438円減)。修繕費は計画通り進むも老朽化に伴う突発的修繕もあり予算比102%(91,228円増)となった。委託費は同じく業務委託しているインストラクターへの報酬など含んだ個別指定事業費と独自指定事業費を合算した実績では予算比で99%(1,294,938円減)となり予算内に収まった。

7 区による評価・業務改善要求

新型コロナウイルスの感染拡大が収まりを見せず、感染予防に関しては非常に気を配った運営を行った。しかし、スポーツセンターの閉館、利用時間短縮、利用人数制限、といった運営が続き、昨年に引き続き収入の減少が避けられない状況となる。また7・8月は東京五輪実施のため練習会場として貸し出ししたことで、さらなる収入減となった。しかし9月以降、外出制限が解除されていく中、さらなる感染予防の徹底を図り、人数制限はあるもののプログラムを工夫して休講を減らすような努力を行っていったことで、少しずつではあるが利用者が戻りつつある。こうした努力は高く評価したい。今後も工夫と努力を継続することを望む。

8 今後の指定管理に区が期待すること

令和4年度に指定管理者の第4期が始まる。予期できないトラブルがあったり、新型コロナウイルス感染症の流行もすぐに収まるとは限らず、スポーツセンターの運営は今後も厳しい状況が続くことが予想される。利用者とスタッフ双方に安全安心を心がけた運営を引き続き行いつつ、サービス提供の工夫と努力を継続することを期待する。

喫煙所設置対策について

1 公衆喫煙所の環境改善方策について

(1) 空気環境測定の実施状況について

現在開所中の公衆喫煙所全66か所を対象に環境測定を実施しており、令和4年 9月末現在、63件実施済とほぼ完了している。今後は、今年度新規開所する喫煙 所についても併せて実施する。

◎測定結果(中間報告)

実施済63件のうち、概ね20件は問題ないものの、残りの40件程度は、ハード・ソフトの全般的な視点から問題があり、うち20件程度は、設備の改善が必要であるとの測定結果を受けている。

(2) 今後の改善策について

区が実施する環境測定の結果及び区民等から寄せられた苦情などをベースに区・設置者・環境測定実施者の三者面談を行い、喫煙所の運営方法の改善指導を実施する。さらに、地域共生経費助成金(上限200万円)を活用して、環境改善に必要な設備整備を進める。

(3)利用者数実態調査の実施状況について

全公衆喫煙所を対象に利用者数実態調査を実施しており、令和4年10月末に完了する予定である。この調査結果は、今後の喫煙所の適正配置・運用に活用していく。

2 喫煙トレーラーの廃止に向けた検討について

令和元年10月に喫煙トレーラーの運用により開所した九段下まちかど広場公衆 喫煙所は、東京2020オリンピック・パラリンピック終了後、再設置を試みたも のの、再開発計画に伴い、設置は困難となった。

本区の実情を踏まえると、民有地や駐車場への設置は困難である中、休止期間中においても、駐車場代、車検代など多額の維持費を負担している状況にある。

こうした事情から、廃止を視野に入れた今後の運用について、補助を受けた東京都と協議を進めている。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の 利用可能な区のサービス事業等について

東京都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係*1に係る生活上の不便の軽減など、性的マイノリティ*2当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、令和4年11月から運用を開始する。

本区でも、「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」に基づき、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、LGBTsへの施策の一つとして、この制度の受理証明書などを活用し、本区のサービス事業等を利用できるようにしていく。

※1 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互 の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係 ※2 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者

1. 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の利用可能な区のサービス事業等(案)

裏面のとおり

2. 経過と予定

令和4年6月 都議会第2回定例会にて人権尊重条例及び都営住宅条例等

を改正 制度創設・公表

令和4年8月30日~ 区議会企画総務委員会(8/30)、地域文教委員会(9/1)に報告

令和4年9~10月 区議会第3回定例会に区民住宅条例及び区営住宅条例の改

正案を提案(住宅の使用申込者の資格等に、都制度等の証明 を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居し、同居しよ

うとする者を対象に加え、配偶者と同様となるよう改正。)

令和4年9~10月 受理証明書等を活用する区サービス事業等の規定改正・決定

令和4年10月1日 東京都広報、ホームページにて制度内容を公表

令和4年10月11日 東京都が届出受付開始

令和4年10月20日 広報千代田・区ホームページにて受理証明書等により利用で

きる本区サービス事業等を公表

令和4年11月1日 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

本区サービス事業等での受理証明書等による利用開始

以降、順次、受理証明書等により利用できる本区サービス事業等を公表・実施。

No.	サービス事業等	概要	対象者の要件	証明書提示 必要 不要		担当課係	
1	区営・区民住宅への入居	区営住宅・区民住宅の同居者とし て申し込むことができます。	住宅入居申込者(また は使用者)の親族	0		住宅課住宅管理係	
2	区内居住者への 家賃助成	区内に居住する親の近くに住み替える子育て世帯や新婚世帯、子どもの誕生などで住まいが狭くなり 区内転居する子育て世帯に、家賃等の一部を助成します。	子育て世帯または婚姻 関係となって2年以内 の者	0		住宅課住宅管理係	
3	保健福祉オンブ ズパーソンへの 申し立て	し出について、オンブズパーソン	区内在住者で、保健福 祉サービスの提供を受 け、若しくは取り消さ れ、又はその申請を却 下された者とその配偶 者及び三親等内の家族	0		福祉総務課 厚生係	
4	福祉施設等人材 確保・定着支援 事業補助	高齢者や障害者に福祉サービスを 提供する事業者が介護等のために 休業している職員の代替職員を雇 用する場合、その費用の一部を助 成をします。	休業を認めた千代田区 内の福祉施設等		0	高齢介護課介 護事業 指定係	
5	配偶者出産休暇 奨励金 育児目的休暇奨 励金	従業員に配偶者出産休暇または育 児目的休暇を有給で取得させてい る中小企業に奨励金を支給しま す。	休暇を付与している千 代田区内の中小企業		0	国際平和・男 女平等人権課 男女平等人権 係	
6	幼保一体施設内 保育園運営費等 補助	幼保一体施設内保育園(区内2施設)が、介護等のために休業している保育士の代替職員を雇用する場合、その費用の一部を助成をします。	休業を認めた千代田区 内の幼保一体施設内保 育園		0	子ども支援課 運営支援係	
7	職員住宅への 入居	配偶者を有する職員のうちから管 理人を選考します。	配偶者を有する職員	0		人事課 給与厚生係	
8	職員住宅への 入居	職員住宅への入居者を決定しま す。	世帯用住宅:配偶者又 は扶養親族を有する職 員	0		人事課 給与厚生係	

^{※1~3}を広報千代田掲載。1~5をホームページに掲載(4、5は事業者対象)。 6は対象の2施設に個別周知。7~8は職員に周知。

図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について

千代田区立図書館及び連携施設は、令和5年3月の図書館システムリプレースに 伴い、臨時休館及び図書館ホームページを一時停止します。

1 新システム稼働日 令和5年3月13日(月)

2 臨時休館

日 程	休館施設		
令和5年3月1日(水) ~3月12日(日)	千代田図書館 日比谷図書文化館 四番町図書館 昌平まちかど図書館 神田まちかど図書館 ちよだパークサイドプラザ区民図書室		

※男女共同参画センターMIWは、期間中開室するが、資料の貸出・返却は不可

- 3 図書館ホームページー時停止 令和5年2月28日(火)午後10時頃~3月12日(日)
- 4 システムリプレースの主な内容
 - ・今回は現行システムのバージョンアップ及び機器更新が主となり、大幅なシ ステム変更はなし
 - ・スマートフォンに表示させた貸出券電子バーコードの読み取りがスムーズに なる
 - ・問い合わせ及びイベント申し込みフォームがスマートフォン対応となる
 - ・貸出通知及び貸出券有効期限通知メールが送信可能となる
 - ・インターネット席の利用率低下及び持込端末利用増加に伴い、千代田図書館・日比谷図書文化館のインターネット席を半減し、空いた座席を持込端末利用可の電源付き閲覧席として活用する
- 5 周知予定
 - ◆広報千代田
 - ① 11月20日号 臨時休館・貸出施設の利用停止について
 - ② 2月5日号 臨時休館・図書館ホームページー時停止について
 - ◆図書館ホームページ及び館内掲示 令和4年11月20日(日)から
 - ◆区ホームページ 令和4年11月21日(月)から